

日時：令和2年6月30日（火）  
10時00分～12時00分  
場所：大和信用金庫 八木支店 3階 第1会議室

## 第2回 橿原市教育施設再配置検討審議会

---

### 次 第

1 開会	10:00～10:15
2 あいさつ	10:15～10:25
3 議事	
1) 第1回検討審議会の概要について	10:25～11:55
2) 白橿中学校区の再編の進め方及び諸課題への対応について	資料説明：50分程度
3) 再編に係る跡地活用について	質疑応答：40分程度
4) 今後の検討スケジュールについて	
4 その他	11:55～
5 閉会	～12:00

---

#### ・配布資料

##### 次第

委員名簿（令和2年度6月版）

資料01\_橿原市教育施設再配置基本方針【概要版】・第1回検討審議会概要

資料02\_白橿中学校区の再編の進め方及び諸課題への対応について

資料03\_再編に係る跡地活用について

資料04\_今後の検討スケジュール

補足資料01\_橿原市執行機関の附属機関に関する条例

補足資料02\_橿原市教育施設再配置検討審議会規則

補足資料03\_橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱

補足資料04\_就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針【概要版】

補足資料05\_学校施設の廃校活用事例集

## 本検討審議会の委員名簿（令和2年6月更新）

所属・役職	氏名
学識 (元奈良県教育長)	フジワラ アキラ 藤原 昭
学識 (奈良教育大学 名誉教授)	シゲマツ ケイチ 重松 敬一
学識 (奈良芸術短期大学 副学長)	アマネ トシハル 天根 俊治
学識 (天理大学 副学長)	オカダ タツキ 岡田 龍樹
学識 (元 大阪市教育委員会事務局総務部長)	ツルタ マサノリ 鶴田 勝紀
橿原市自治委員連合会会長	マスカニ サチヨ 榎谷 佐千代
橿原市自治委員連合会副会長	ヨネカワ ルヒサ 米川 憲久
橿原市自治委員連合会副会長	オダ マスオ 尾田 増夫
橿原市PTA連合会代表	カキモト ケンゾウ 柿本 健三
橿原市議会 代表 (議長)	マキオ ユキオ 槇尾 幸雄
橿原市校長会代表 (小学校校長会)	ヨシダ トモコ 吉田 智子
橿原市校長会代表 (中学校校長会)	カノウ ヨウソウ 狩野 晃三
労働者 代表(橿原市労働者福祉協議会)	ヒシダ タクミ 菱田 工
公募委員	ヤマナカ フミヨ 山中 文代
公募委員	ナカジマ マサオキ 仲嶋 正起

以上、15名

檀教総第 200 号  
令和 2 年 2 月 25 日

檀原市教育施設再配置検討審議会  
会長 様

檀原市教育委員会  
教育長職務代理人 伊藤 歩

## 諮 問 書

現在、檀原市立小中学校（以下「檀原市立学校」という。）は、小学校が 16 校、中学校が 6 校あり、今後、人口減少と少子化が更に進むことが予想される中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を踏まえ、子どもたちが集団の中で切磋琢磨しながら学んだり、社会性を高めたりすることが難しくなる等の課題の顕在化が懸念されており、教育的な視点でこうした課題の解消を図っていくことが求められています。

また、檀原市立学校は人口急増期に集中的に整備されたため、施設の老朽化も課題となっており、今後 20 年で多くの建物が建築後 60 年を経過し、建替時期を迎えることから、今後の維持補修や更新費用なども勘案して、見直しを図らなければなりません。

つきましては、檀原市公共施設等総合管理計画を踏まえつつ、檀原市教育施設再配置基本方針に基づき、限られた人材や財源等をより効果的・効率的に活用して、檀原市立学校を計画的に再編整備し、再編後の充実した教育活動の実現に資するため、下記の事項について諮問いたします。

## 記

### 諮問事項

- (1) 2025 年度までの檀原市立学校の再配置実施計画（第 1 期）に関する事項
- (2) 再配置実施に伴って生じることが想定される諸課題への対応に関する事項

## ■ 橿原市教育施設再配置基本方針【概要版】

### 1.本方針の位置付け

橿原市教育施設は、子どもの数の減少や建物の老朽化等による課題が生じています。

今後はこれらの課題を解消しつつ、多様な教育的ニーズや地域の実情に応じた良好な教育環境を築いていく必要があります。

これら課題解消に向けて、教育施設の再配置の実施が必要になると見込まれるため、「橿原市公共施設等総合管理計画」を踏まえつつ、「橿原市教育施設再配置基本方針」を策定しました。

#### 1.1.対象期間

基本方針は、38年を対象期間として「前期」「中期」「後期」に分割しています。長期間にわたる人口推計値を使用して様々な検討を行っているため、国勢調査の実施結果をもとに5年ごとの人口動向を把握して、基本方針の人口推計値を更新します。

国の仕組みをはじめ、教育ニーズや社会情勢の変化に柔軟に対応するために、定期的な見直しを行います。

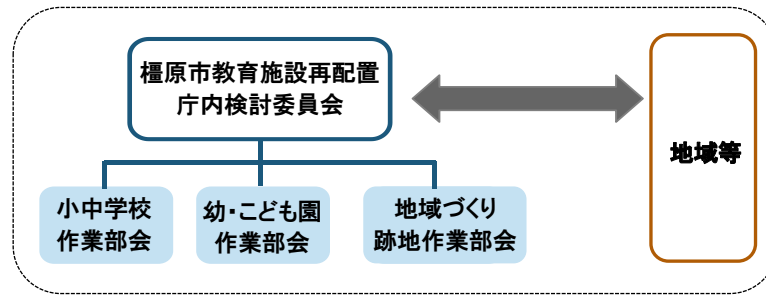
また、基本方針に基づき、10年ごとに実施計画を策定します。

期間	2018年度～2025年度 【8年間】	2026年度～2045年度 【20年間】	2046年度～2055年度 【10年間】
基本方針の流れ	前期	中期	後期
実施計画の流れ	実施計画① 計画策定	実施計画② 計画策定	実施計画③ 計画策定
		実施計画④ 計画策定	

表：対象期間

#### 1.2.推進体制

橿原市では部局間の連携を強化した庁内検討委員会を組織します。基本方針に基づき、地域等への説明を行い、実施計画を策定するに当たっては、地域等、関係者の皆様と協議を行い、より良い教育環境の整備を進めます。



図：推進体制のイメージ

## 2.橿原市教育施設再配置の基本方針

### 2.1.橿原市が目指す教育と教育環境

教育は「人づくり」「まちづくり」の基礎となるもので、「まちづくり」は「人」によりなされていくものです。少子高齢化が加速する今日、「人」づくりは重要課題です。また、子どもたちが育っていく社会環境は、知識・情報・技術をめぐる変化が加速度的となり、情報化やグローバル化といった社会的変化が、我々の予測を超えた早さで進展するようになってきています。

適正な規模では、経験年数、専門性、男女比等のバランスの取れた教職員配置ができ、より多くの教職員の目で児童生徒を見ることができるほか、運動会や音楽会などの学校行事の運営もスムーズに行うことができます。さらに、教職員の転出入の機会が増えるため、学校の活性化につながりやすくなります。

教育施設の再配置には大きな負担も伴いますが、学校教育が果たす役割を十分に発揮するため、一定の学校規模を確保し、魅力ある学校づくりに力を注ぐことがきわめて重要と考えています。

また、施設整備については、時期を失することなく大規模改造や長寿命化改修などによる安全安心な施設整備を今後も計画的に進めていきます。

成長期にふさわしい教育環境に近づけるためには、再配置は避けては通れない状況にあり、豊かな未来を創造することができる教育環境の構築を目指して取組を進める必要があると考えています。

### 2.2.基本的な考え方

現在、橿原市には小学校が16校、中学校が6校あり、そのうち既に5小1中学校が小規模校となっています。これらについては、次に示す基本的な考え方に基づき、再配置を推進していきます。

また、教育施設によっては、再配置の時期にあわせて校区・通学区の見直しを行うものとします。

#### 教育施設の規模に関する考え方

標準規模	・40人（小学1年は35人）1学級の学級編制を行い、学校あたり12～18学級を橿原市の適正な教育施設の規模とする。
------	-----------------------------------------------------------

※11学級以下の学校を小規模校、19学級以上の学校を大規模校と区分します。

#### 教育施設の配置に関する考え方

小学校の通学距離	・概ね4kmまでの範囲を橿原市の通学距離とする。
中学校の通学距離	・概ね6kmまでの範囲を橿原市の通学距離とする。

#### より良い教育環境の整備に際して留意すべき事項

魅力ある学校づくり	・教育施設の再配置は、教育環境の充実を第一義として行うものであることから、教育施設を整備する際には、近年の教育内容・方法に適応する改修を行い、再配置を契機に魅力ある学校づくりを行う。
他の公共施設との複合化	・多様な学習機会の創出や地域コミュニティの活性化に繋がるなどの効果を踏まえて、余裕教室を放課後児童健全育成施設など他の公共施設と複合化して活用する場合は、各施設の管理区分等の明確化や総合的な防犯・防災対策等に留意して、地域とともにある学校づくりを行う。
過渡期における小規模校の教育環境への対応	・教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育の本旨に鑑み、地域とのつながりを活かした学習・体験活動の充実や他校との連携を構築するなど、他の教育施設との教育環境に差が生じないように努める。

### 2.3.再配置実施に際し配慮すべきこと

2.2.基本的な考え方に加え、下記の項目に考慮しながら再配置を進めていきます。

- (1) 既存施設を活用した再配置の実施
- (2) 橿原市学校施設整備基本計画との整合
- (3) 橿原市教育施設再配置実施計画の作成
- (4) 新しい教育環境への対応
- (5) 安全な通学手段の確保

### 2.4.再配置の進め方

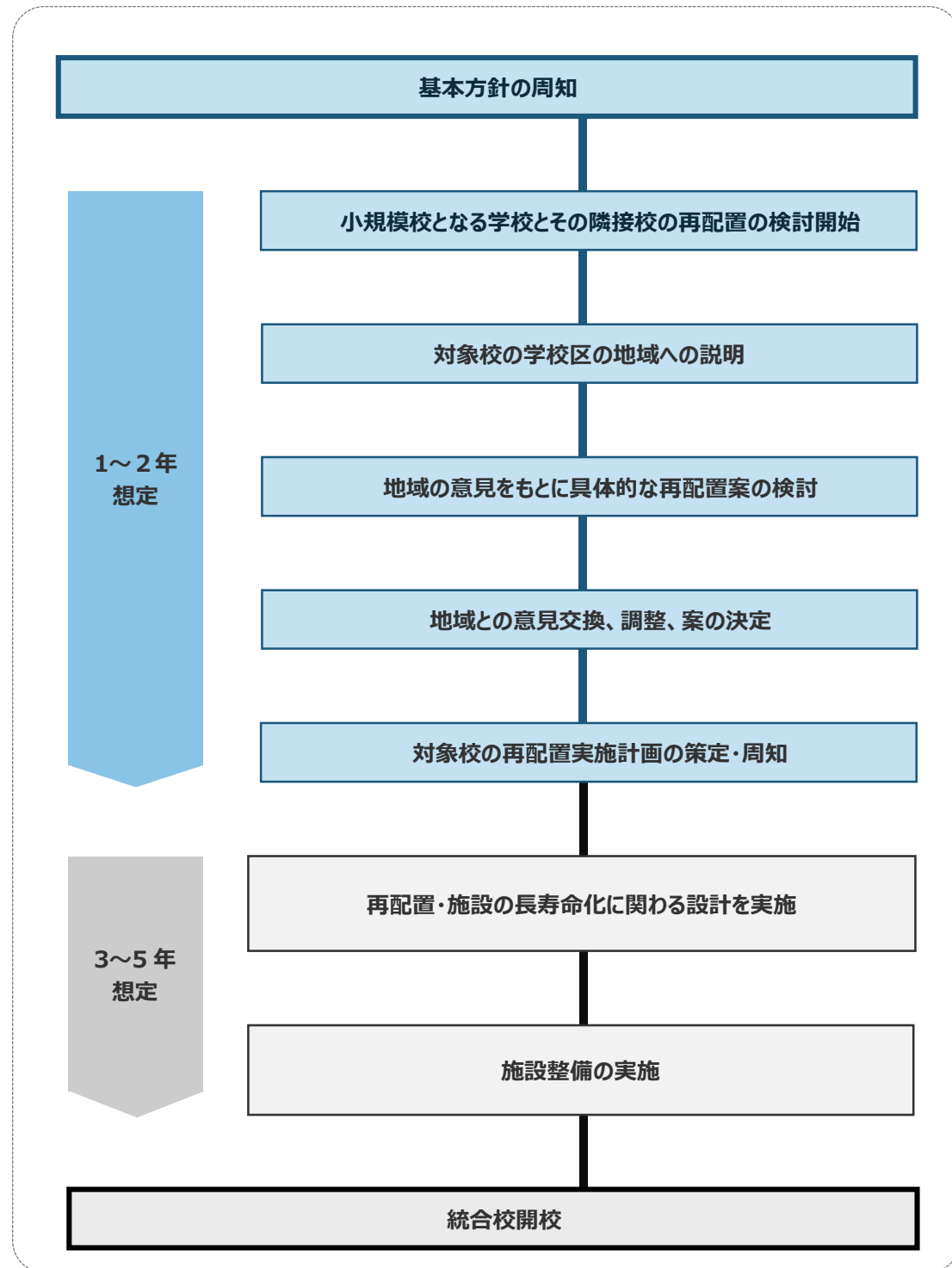
再配置の実施にあたっては、まず、基本方針の内容を基に再配置対象校を選定し、再配置の可否などについて検討を進めていきます。検討後、具体的な統廃合案などを示す再配置実施計画を策定したうえで再配置に着手します。

- (1) 再配置対象校の検討
- (2) 再配置実施計画の策定
- (3) 学校の統廃合など、再配置の実施
- (4) 再配置における施設整備

### 3.再配置の実施に向けて

再配置の実施にあたっては、基本方針を踏まえ、実施計画を策定した上で進めていきます。

具体的な再配置実施までの流れの一例を下記に示します。実施計画は地域との十分な協議を重ねながら決定していきます。



### 4.小規模化する学校とその時期

現時点の児童生徒数の推計により、今後38年間で小規模化する学校とその時期を以下の表に示します。

	学校施設名	年度	前期		中期				後期	
			現在～2020	2021～2025	2026～2030	2031～2035	2036～2040	2041～2045	2046～2050	2051～2055
畝傍中学校区	畝傍中学校									●
	畝傍南小学校									
	畝傍北小学校				●					
	畝傍東小学校									
八木中学校区	八木中学校									
	鴨公小学校						●			
	晩成小学校			●						
	耳成小学校									
	香久山小学校		●							
大成中学校区	大成中学校			●						
	今井小学校		●							
	真菅小学校									
光陽中学校区	光陽中学校				●					
	金橋小学校									
	新沢小学校		●							
白樺中学校区	白樺中学校		●							
	白樺南小学校		●							
	白樺北小学校		●							
榺原中学校区	榺原中学校						●			
	真菅北小学校									
	耳成西小学校								●	
小規模化する学校数			5小・2中		3小・2中				1小・1中	

※赤文字：現時点で既に小規模校

### 5.再配置の組合せ

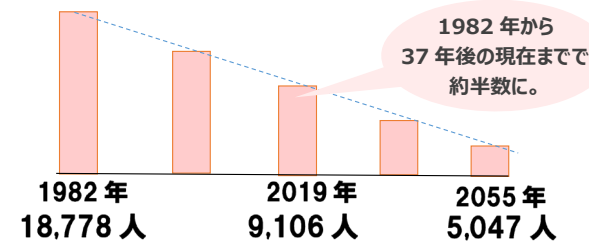
現時点において想定される再配置の組合せ案を以下に示します。いずれの組合せにおいても、すべての学校を同時に実施することは困難であるため、再配置を実施するまで、過渡的に小規模校が解消されない期間が長くなる学校が複数発生します。これらの学校に対しては、小規模校の課題に可能な限り対応し、教育環境の維持に努めるものとします。

	年度	前期	中期	後期
		現在～2025	2026～2045	2046～2055
畝傍中学校区		畝傍南小・畝傍北小統合	→	畝傍中・白樺中統合
八木中学校区		●	鴨公小・晩成小・香久山小統合	
大成中学校区		大成中・光陽中統合	→	今井小・真菅小統合
光陽中学校区			→	金橋小編入(大成中学校区) 新沢小統合(白樺南北統合小へ)
白樺中学校区		●	白樺南小・白樺北小統合	
榺原中学校区				真菅北小・耳成西小統合 →

## 1. 第1回検討審議会の概要

## 少子化に伴う学校の小規模化

檀原市の児童生徒数の人数は1982年が最も多くなり、18,778人でした。37年後の2019年では9,106人と半数になっており、今後も減少すると推計されています。



## 檀原市内の公立小中学校の児童生徒数の比較

小中学校の学級数、児童生徒数を比較した表です。1982年と比べると全体的に各校とも児童生徒数が大きく減少しています。なかには約8割の減少率となっている学校があります。

	学校名	1982年		2019年		2055年(推計)	
		学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数	児童生徒数
小学校	畝傍南小学校	28	886	14	400	12	250
	畝傍北小学校	21	641	11	294	6	170
	鴨公小学校	15	420	12	274	6	171
	晩成小学校	21	717	11	301	6	149
	耳成小学校	27	946	15	475	12	324
	今井小学校	15	516	10	268	6	164
	真菅小学校	36	1,362	22	684	12	350
	金橋小学校	27	1,019	15	427	12	248
	香久山小学校	6	218	6	113	6	76
	新沢小学校	20	680	9	224	6	149
	白檀南小学校	28	988	6	126	6	92
	耳成南小学校	30	1,144	21	632	12	300
	真菅北小学校	32	1,204	19	611	12	312
	畝傍東小学校	25	861	21	665	12	310
	白檀北小学校	23	831	7	195	6	88
耳成西小学校	16	558	16	483	6	208	
小計		370	12,991	215	6,172	138	3,361
中学校	畝傍中学校	27	1,065	18	586	9	351
	八木中学校	44	1,809	24	904	15	492
	大成中学校	29	1,154	12	418	6	239
	光陽中学校	22	844	9	312	6	238
	白檀中学校	16	617	6	149	3	99
檀原中学校	7	298	15	565	9	267	
小計		145	5,787	84	2,934	48	1,686
合計		515	18,778	299	9,106	186	5,047

※2055年の推計値は国立社会保障・人口問題研究所の推計値をもとに算出しています。

## 1.1. 本計画の策定に当たって

平成31年3月に策定した「檀原市教育施設再配置基本方針」で示した基本的な考え方に基づき、教育施設の再編に向けた具体的な実施内容と、再編に伴って生じることが想定される諸課題への対応等について「(仮)檀原市立学校再配置実施計画(第1期)」に定めます。

## 1.2. 計画期間

本審議会における答申に基づき作成される「(仮)檀原市立学校再配置実施計画(第1期)」(以降、実施計画)の該当期間は令和3年度から令和7年度まで(5年間)としています。その後は、基本方針に示すとおり10年ごとに第2期から第4期までの実施計画策定を予定しています。

本審議におかれましては、令和37年度までを見据えつつ、令和7年度までの実施計画について審議をいただければと考えております。

表 1-1 : 計画期間

計画名	計画期間(年度)									
	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	~R17 ~2035	~R27 ~2045	~R37 ~2055	
檀原市教育施設再配置基本方針	前期					中期			後期	
	基本方針									
(仮)檀原市立学校再配置実施計画	実施計画(第1期)					第2期	第3期	第4期		
関連計画見直し時期										

## 1.3. 本審議会における主な検討項目

実施計画(第1期)では、白檀南小学校、白檀北小学校、鴨公小学校、香久山小学校、晩成小学校の5校を再編対象とします。

そのうち、白檀南小学校と白檀北小学校の再編実施内容については、すでに再編可能な時期となっていることから、より具体的にとりまとめていただこうと考えています。

そのため、全5回の本審議会では、まず白檀南小学校と白檀北小学校の再編について、その後で、鴨公小学校、香久山小学校、晩成小学校の再編についてご審議いただこうと考えています。

## (1) 検討事項

## 2025年度までの檀原市立学校の再配置実施計画(第1期)に関する事項

- ・対象施設の選定
- ・再編方法の決定
- ・再編における施設整備内容 など

## 再配置実施に伴って生じることが想定される諸課題への対応に関する事項

- ・通学路、通学方法
- ・跡地の活用 など

## (2) 検討内容

検討項目	検討内容
再編の進め方	・統廃合、複合化などの再編方法検討 ・再編パターンの比較 ・統合目標年度
通学路・通学方法	・安全な通学路の考え方 ・通学支援方法や支援実施の条件
跡地の活用	・跡地活用の基本的な考え方について
再配置実施計画	・再編に関する整備内容の整理 ・概算工事費の算出 ・事業実施手法の比較検討

## 2. 白檀中学校区の再編の進め方及び諸課題への対応について

※一部、第1回検討審議会資料の再掲

## 2.1. 再編パターンについて

2校の再編を行った場合の効果と問題点を示します。

表 2-1：再編を行った場合の効果と問題点

再編方法	効果 (メリット)	問題点 (デメリット)
白檀南小学校 への統合	・小学校と中学校が隣接しているため、小中の連携が比較的行きやすい。	・令和5年度に統合した場合、余裕教室が0になり、少人数学級指導などが行いにくいので、学校運営に制限が出る可能性がある。 ・通学距離が最大約2.4kmとなる。 ・幼稚園と隣接しないので連携しにくい。
白檀北小学校 への統合	・令和2年に統合した場合、余裕教室が7教室あり、少人数学級指導などが行きやすいので、柔軟な学校運営ができる。 ・他施設との複合化もできる可能性がある。 ・通学距離が最大約2.0km以内となる。 ・幼稚園と隣接することで連携しやすい。	・小学校と中学校が離れているため小中の連携が比較的行いにくい。

再編パターンの比較から、白檀北小学校への統合が望ましいと考えます。

表 2-2：白檀南・白檀北小学校の組合せシミュレーション

白檀南(14) 白檀北(22) 小学校	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
児童数	316	307	297	303	284	273	270	258	260
小1	44	48	36	49	48	41	40	38	36
小2	53	46	50	38	51	50	43	42	41
小3	67	53	46	51	38	50	51	42	42
小4	46	64	51	44	48	37	48	49	41
小5	50	46	67	53	45	50	38	49	51
小6	56	50	47	68	54	45	50	38	49
学級数	12	12	12	11	11	11	11	11	12
特別支援学級数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
必要学級数	15	15	15	14	14	14	14	14	15
白檀南余裕教室数	-1	-1	-1	0	0	0	0	0	-1
白檀北余裕教室数	7	7	7	8	8	8	8	8	7
白檀南建築後年数	46	47	48	49	50	51	52	53	54
白檀北建築後年数	38	39	40	41	42	43	44	45	46

### 2.2. 白檀南小学校と白檀北小学校の現況

白檀南小学校、白檀北小学校の施設状況を配置平面図にて示します。

【現状】白檀南小学校	【現状】白檀北小学校
校舎（延床面積）：3,689㎡ 体育館（延床面積）：701㎡ 運動場：7,070㎡	校舎（延床面積）：4,971㎡ 体育館（延床面積）：1,059㎡ 運動場：11,007㎡
配置平面図	配置平面図

図 2-1：白檀南小学校・白檀北小学校の配置平面図



### 2.3. 通学路・通学方法について

#### 2.3.1. 白橿南・白橿北小学校をそれぞれに統合した場合の最長の通学距離

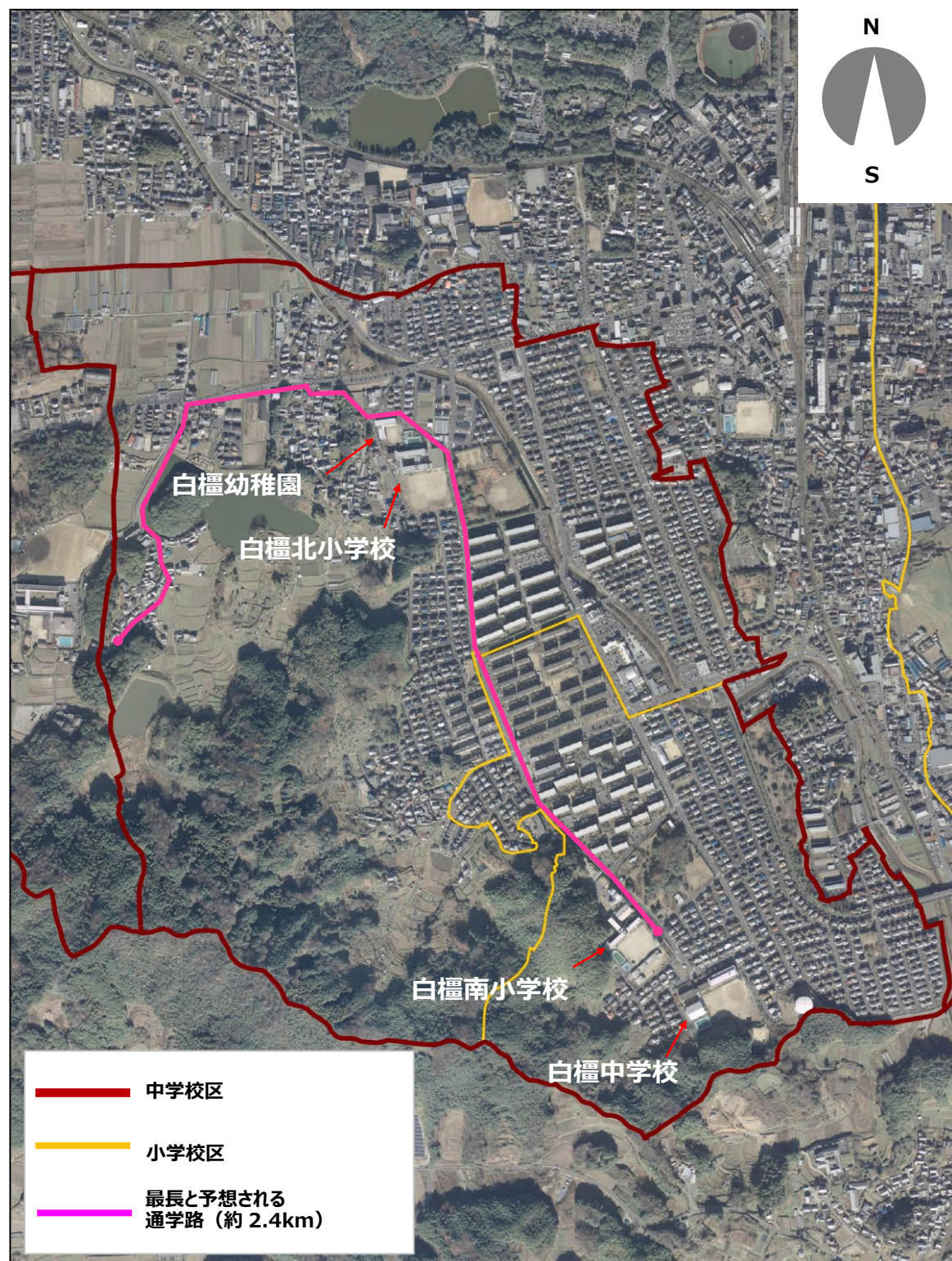
白橿南小学校へ統合した場合の通学距離は最大で約2.4kmとなります。

白橿北小学校へ統合した場合の通学距離は最大で約2.0kmとなります。

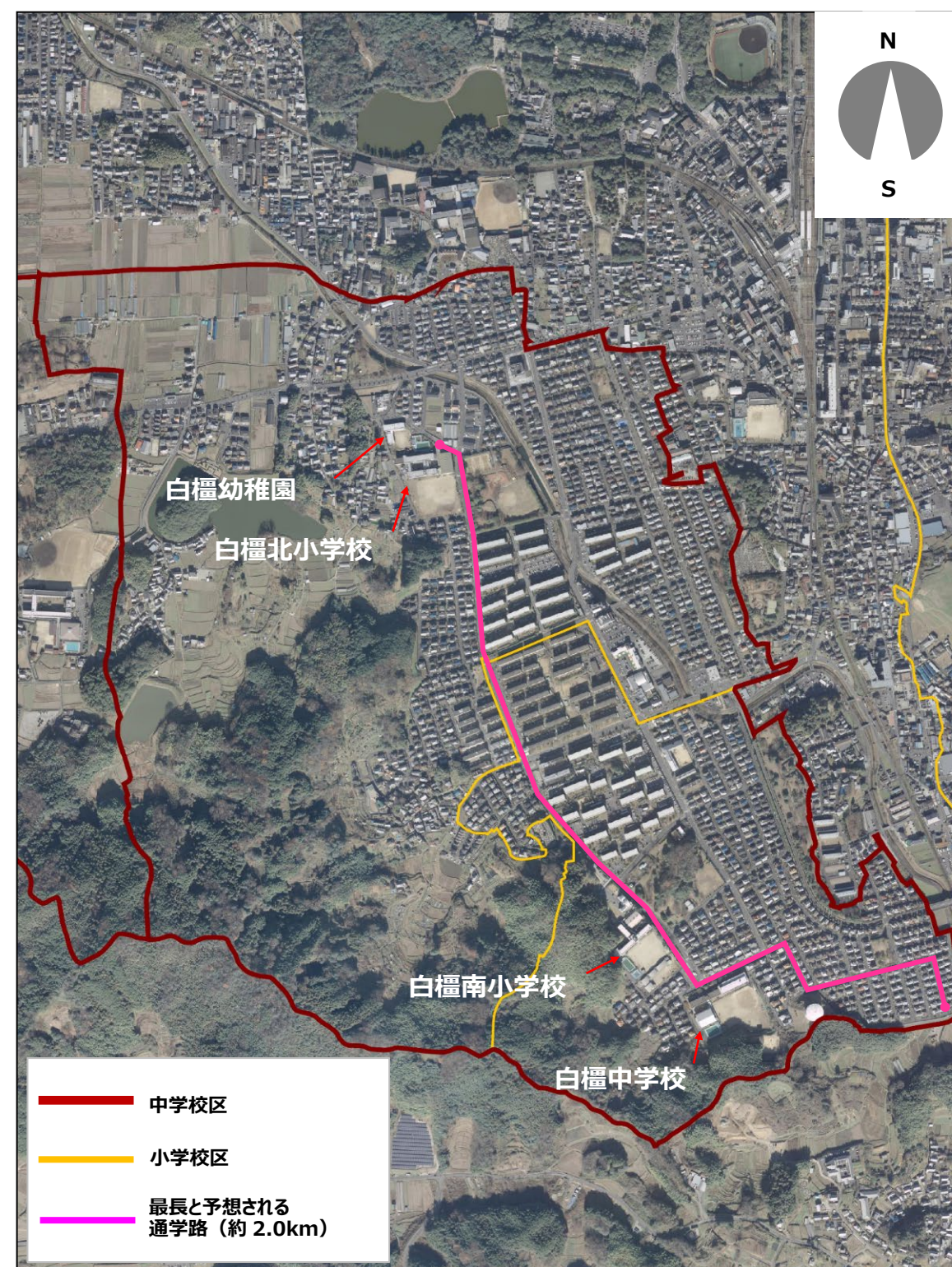
また、通学路についても従来の通学路をほぼ利用できます。

このことから徒歩での通学が望ましいと考えます。

白橿南小学校へ統合した場合に予想される最長の通学路



白橿北小学校へ統合した場合に予想される最長の通学路



### 2.3.2. 他の小学校区における通学距離

2.0km以上の通学距離となっている学校区は8小学校区存在しており、それぞれの現状は以下に示すとおりです。白檀北小学校に統合した場合は、これら通学距離と同等もしくは短くなると想定されます。

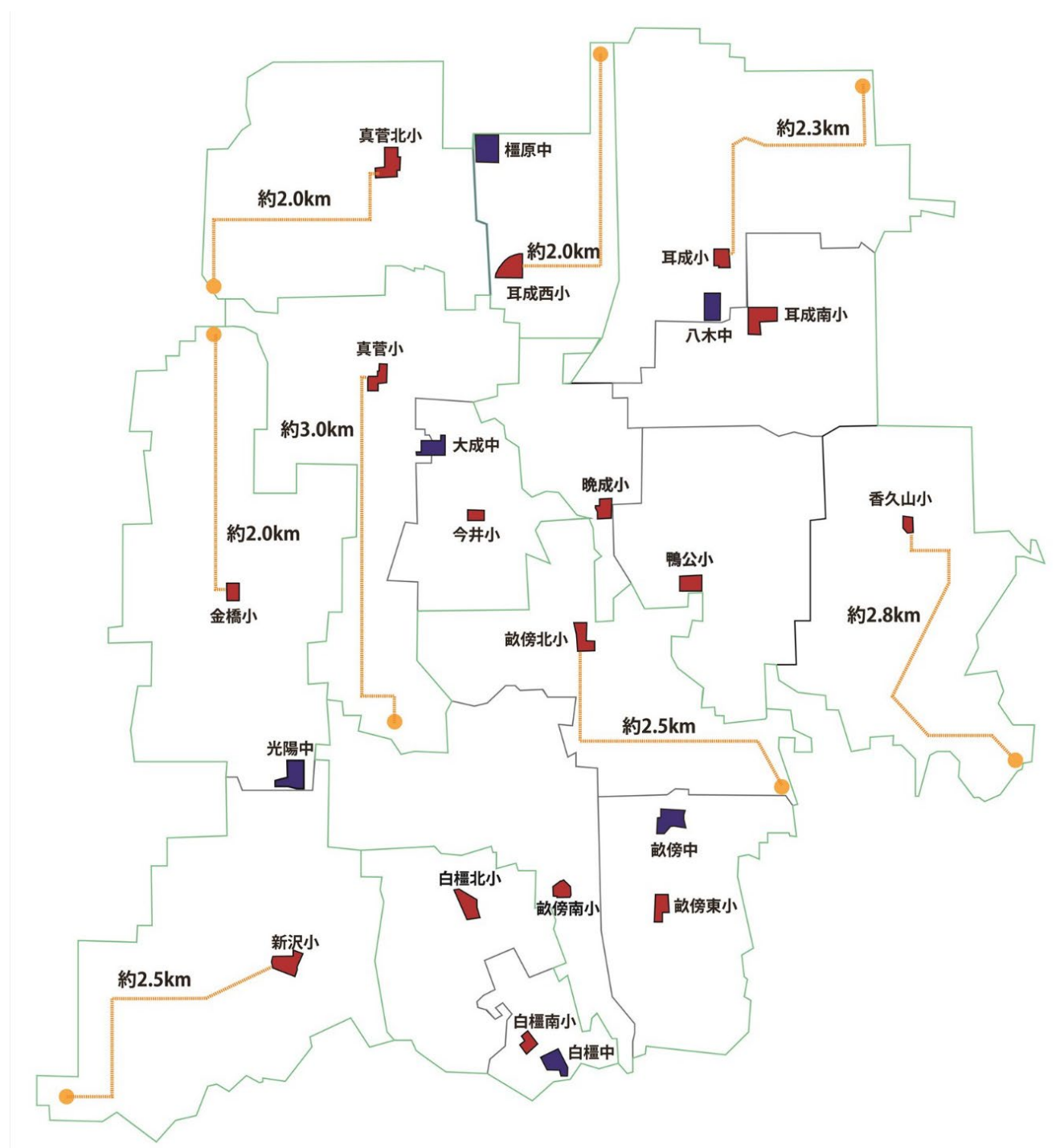


図 2-2 : 8 小学校における最長の通学距離

### 2.3.3. 通学路の現状

白檀南・北小学校区の通学路は以下のとおりです。

これら通学路は現在指定されている通学路であり、一定の安全性や周辺住民の理解がある経路です。統合後も白檀南小学校区から、白檀北小学校に通学する場合、大半の経路が現在と重複します。

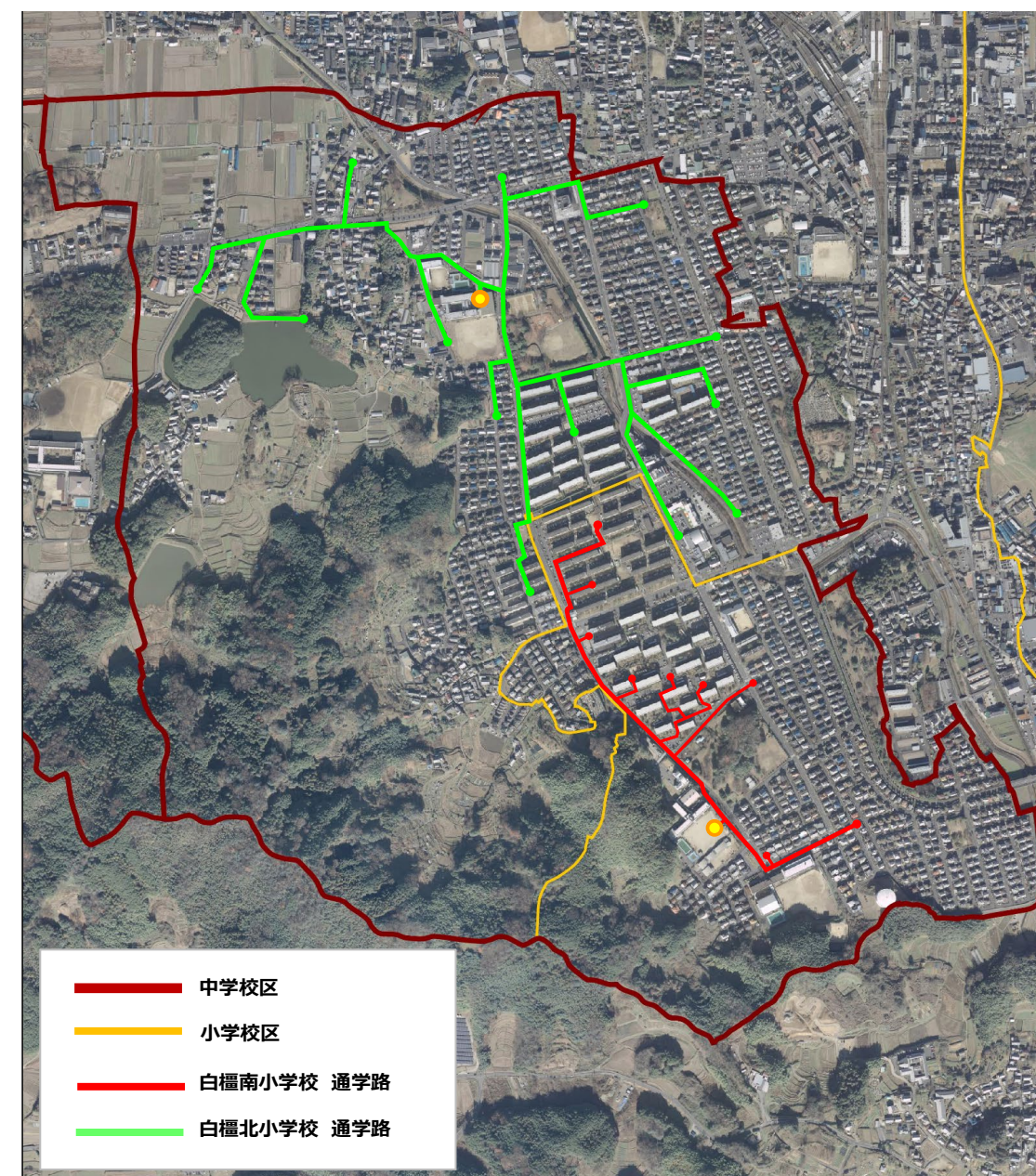


図 2-3 : 白檀南・白檀北小学校区の通学路

### 2.3.4. 白檀北小学校に統合した場合の通学路・通学方法の方針

ここまでの状況を踏まえ、白檀北小学校に統合した場合の方針を以下に示します。

- ◆ 原則、徒歩による通学とする。
- ◆ 新しい通学路については、現在の通学路を可能な限り活用することを検討する。

## 2.4. 再編における配慮について

再編実施に向け、施設整備のみならず、学校運営においても様々な検討が求められます。

また、関係者が多く決定までに期間を要すると考えます。

以下に示す項目は本計画策定後に、再編実施に向けた検討・配慮事項として、検討・解決を目指す事項として位置付けます。

検討・配慮事項			関係者		
項目	事項	内容	学校	PTA	地域
施設整備	学校施設の整備	校舎の改修	●	●	●
		移転計画	●		
通学	通学路	通学路の選定	●	●	●
		安全対策	●	●	●
		通学方法	●	●	●
総務	学校の名称、校章、校歌等	学校の名称	●	●	●
		校歌・校章・校旗・校訓	●	●	●
		プレート	●	●	●
	式典行事	閉校式・開校式	●	●	●
		学校歴史等の継承	●	●	●
制服、体操服など	制服・体操服・名札等	●	●	●	
学校運営	学校運営方針・教育目標・教育課程及び学校行事	学校運営方針	●		
		教職員の配置			
		学校教育目標	●		
		教育課程編成・時間割など	●		
		年間計画・学校行事計画	●	●	●
		学級編成・教室配置	●		
		修学旅行	●		
		予算計画	●		
		校務分掌・組織等	●		
		ホームページ	●		
		学校保健関係	●	●	●
		学校給食関係	●	●	●
		教育活動、地域交流	児童の交流活動	児童の交流	●
人権教育	●				
教育内容	研修・研究		●		
	教職員の交流		●		
学校生活のきまり	生活について		●		
	学習について		●		
学校事務	学校備品、保存文書の整理	学校図書	●	●	
		一般備品	●		
		教材備品	●		
		保存文書の整理	●		
	卒業アルバムなど	行事写真、卒業アルバムなど	●		
PTA	PTAの組織運営	組織編制	●	●	
		規約	●	●	
		役員の選出方法	●	●	
		事業計画の立案	●	●	

## 2.5. 小中連携教育の積極的な取り組みについて

統合によって新たな学校がスタートすることを契機として、統合後の新たな学校の教育活動を充実させる観点から、先進的なカリキュラムの導入も視野に入れつつ、教育活動や学校運営の在り方を見直し、教員が子供と向き合う時間を大幅に増やすといった工夫も検討していきます。

小中連携教育は、いわゆる「中1ギャップ」など学校間の円滑な接続に係る課題解決の観点に加え、小中学校9年間を通して「生きる力」を着実に培っていく観点からますます重要になっています。小中学校は、それぞれの学校段階においてしっかり役割を果たすとともに、双方が児童生徒の課題を共有し、発達の段階に応じた教育課程上の工夫を図る必要があります。

特に、個に応じた指導の充実を図るため、各教科等でICTを活用し、分かりやすい授業や「主体的・対話的で深い学び」の実現、さらにICTを活用した小中連携教育を図ります。

また、「乗り入れ授業」や「少数数学習集団の編成」などを検討します。

### 学校におけるICTを活用した学習場面

各教科等の指導でICTを活用することは、子供たちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や「主体的・対話的で深い学び」の実現や、個に応じた指導の充実に資するもの。

A 一斉学習	B 個別学習	C 協働学習
<p>挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることが可能となる。</p> <p><b>A1 教員による教材の提示</b></p>  <p>画像の拡大提示や書き込み、音声、動画などの活用</p>	<p>デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することが可能となる。</p> <p><b>B1 個に応じた学習</b></p>  <p>一人一人の習熟の程度等に応じた学習</p> <p><b>B2 調査活動</b></p>  <p>インターネットを用いた情報収集、写真や動画等による記録</p>	<p>タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。</p> <p><b>C1 発表や話し合い</b></p>  <p>グループや全校全体での発表・話し合い</p> <p><b>C2 協働での意見整理</b></p>  <p>複数の意見・考えを議論して整理</p>
<p><b>B3 思考を深める学習</b></p>  <p>シミュレーションなどのデジタル教材を用いた思考を深める学習</p>	<p><b>B4 表現・制作</b></p>  <p>マルチメディアを用いた資料、作品の制作</p>	<p><b>B5 家庭学習</b></p>  <p>情報端末の持ち帰りによる家庭学習</p>
<p><b>C3 協働制作</b></p>  <p>グループでの分担、協働による作品の制作</p>		<p><b>C4 学校の壁を越えた学習</b></p>  <p>遠隔地や海外の学校等との交流授業</p>

※「学びのイノベーション事業」実践研究報告書(平成26年)より

## 2.6. 魅力ある学校づくりの事例

学校施設の再編にあたり、魅力ある学校づくりを行っていくための他自治体の実施事例を以下に示します。  
主に、橿原市と同様に少子化・人口減少といった課題をもつ自治体の事例です。

## 文部科学省主催 少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業より

## 2.6.1. 「学校運営協議会」の構築と ICT 環境による魅力ある授業づくりに取り組んだ例（山梨県甲州市）

自治体概要	人口	小学校	児童	中学校	生徒
令和2年1月時点	31,234人	13校	1,388人	5校	791人
<b>研究タイトル</b>	先進的 ICT 環境の教育利用による、魅力ある 21 世紀型地域創生事業				
<b>研究課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合後の学校が新たな学区の地域コミュニティの核として、高い教育機能を発揮するための方策に関する研究</li> <li>統合を契機とした学校運営システムの抜本的改革に関する研究</li> <li>統合を契機とした魅力的な学校づくりに関する先進的な取組</li> </ul>				
<b>再編までの経緯</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勝沼・大和地域の生徒数の減少。特に大和地域は、幼少期からクラス替えもなく人間関係が固定化し、生徒にとってより良い教育環境の提供を考えたから。</li> <li>調査研究対象校の統合を決定するまでの期間：3年</li> <li>統合を決定してから開校に至るまでの期間：2年</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>勝沼中と大和中の距離は、6.5km程であり、大和中は山間部に位置している。</p> </div> <p><b>対象校</b> 甲州市立勝沼中学校（11 学級，245 人） 甲州市立大和中学校（4 学級，28 人）</p>				
<b>取り組み内容</b>	<p><b>【学校の再編統合が計画されている地域における「学校運営協議会」の構築】</b> 統合が、地域の理解・支援を得て円滑に実現できるよう、両中学校だけでなく、統合中学校区の5つの小学校とも連携するため、平成30年度に「勝沼・大和コミュニティ・スクール推進委員会」を立ち上げ、平成31年4月には、勝沼大和地区の7校がコミュニティ・スクールとしてスタートした。</p> <p><b>【先進的 ICT 環境の教育利用による、魅力ある授業づくり】</b> ・ICT 機器を活用した「主体的・対話的で深い学び」の研究 ・教師の負担軽減の取組</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>〈テレビ会議システムでの交流授業〉</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>〈タブレット端末を活用した学習〉</p> </div> </div>				
<b>効果・成果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「勝沼・大和コミュニティ・スクール推進委員会」で協議された内容を、各校の学校運営協議会で紹介し、勝沼・大和の7校が同じ方向を向きながら「地域と共にある学校づくり」を推進することができた。</li> <li>テレビ会議システムを活用した交流授業をすべての学年で行うことができた。他校の生徒との交流は、生徒たちの視野を広げ、新たな視点で物事を考え直すきっかけとなった。また、円滑な統合に向け、生徒たちの交流を図ることができた。</li> <li>タブレット端末と edutab を同時に使用することで、対話的な活動をスムーズに取り入れることができた。生徒の感想から「多様な考えに触れ、自分なりに考えを深めることができた」なども見られ、主体的で深い学びにつなげることができた。</li> <li>ICT 機器の有効活用により、会議や打ち合わせの時間短縮ができた。また、教職員の勤務時間を記録し、可視化を図ることで、働き方を見直す機会となった。なお、会議資料のデータ化により、ペーパーレス化の取組みも実施することができた。</li> </ul>				

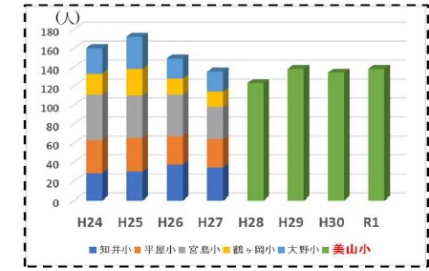


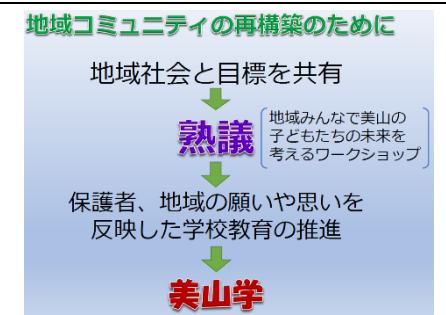
## 2.6.2. コミュニティ・スクールを活用した魅力ある学校づくりに取り組んだ例（大分県九重町）

自治体概要	人口	小学校	児童	中学校	生徒																										
令和元年5月時点	9,424人	6校	422人	1校	193人																										
<b>研究タイトル</b>	1 町 1 中学校における地域との連携の在り方と効果的なコミュニティ・スクールの導入について																														
<b>研究課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 町 1 中学校において地域との効果的な連携はどうあるべきか。</li> <li>小・中学校が連携して取り組む「このえ学園」推進におけるコミュニティ・スクールはどうあるべきか。</li> </ul>																														
<b>再編までの経緯</b>	<p>児童・生徒数の減少が進み小規模が顕著になったので、よりよい教育条件、教育環境を整備するため、小・中学校の適正規模、適正配置について検討した結果、統合に至った。</p> <p><b>対象校</b> 九重町立このえ緑陽中学校（7 学級，193 人） 九重町立東飯田小学校（6 学級，120 人） 九重町立野上小学校（6 学級，113 人） 九重町立野矢小学校（4 学級，25 人） 九重町立飯田小学校（5 学級，55 人） 九重町立准園小学校（4 学級，32 人） 九重町立南山田小学校（6 学級，77 人）</p> <div style="text-align: right;"> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H21</th> <th>H25</th> <th>R1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東飯田中学校</td> <td>84</td> <td>223</td> <td rowspan="3">統合 初年度</td> </tr> <tr> <td>野上中学校</td> <td>71</td> <td></td> </tr> <tr> <td>飯田中学校</td> <td>80</td> <td></td> </tr> <tr> <td>南山田中学校</td> <td>91</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>統合前生徒計</td> <td>326</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 小学校合計</td> <td>476</td> <td>418</td> <td>422</td> </tr> </tbody> </table> </div>						H21	H25	R1	東飯田中学校	84	223	統合 初年度	野上中学校	71		飯田中学校	80		南山田中学校	91			統合前生徒計	326			6 小学校合計	476	418	422
	H21	H25	R1																												
東飯田中学校	84	223	統合 初年度																												
野上中学校	71																														
飯田中学校	80																														
南山田中学校	91																														
統合前生徒計	326																														
6 小学校合計	476	418	422																												
<b>このえ緑陽中学校運営協議会を活用した地域連携の取組</b>	<p>学校運営協議会を設置し、「まちづくりに貢献する」というテーマのもと次のような活動に取り組んでいる。</p> <p>①ふるさと大賞俳句大会 ②各地域イベントへの参画 ③地域美化活動の実施 ④防災士会との連携</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>①ふるさと大賞俳句大会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>②各地域イベントへの参画</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>③地域美化活動の実施</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>④防災士会との連携</p> </div> </div> <p><b>「このえ学園基本計画」の策定及び実施</b> ・中学校で全小学校6年生や5年生が集まって学習をする「集合学習」 ・就学する小学校に園児が出向いて交流をする「つながり学習」 ・九重町の地域の自然や産業・文化、町づくりについて系統的に学習をする「このえ学」 ・その他、授業での外部講師の依頼や職場体験の事業所一覧の作成は公民館と連携</p>																														
<b>効果・成果</b>	<p>九重町の中学校統合については、<b>新設校が開校するまでに約 10 年</b>を要した。 統合に際しては、多くの課題が予想されたが、コミュニティ・スクールの活用や「このえ学園」の取組を通して、第一次学校再編計画を提示した時点で、住民や保護者から出された課題が払拭されると同時に、<b>学校が町づくりに果たす役割を実感</b>し始めている。 「このえ学園基本計画」の中の「このえ学」の充実に取り組むことで、「町づくりは人づくり」という九重町の教育理念の下、「町づくりと教育の連携ビジョン」を推進していく予定である。</p>																														

## 2.6.3. 新たな地域の核として、魅力的な学校づくりを推進した例（千葉県君津市）

自治体概要	人口	小学校	児童	中学校	生徒
令和元年5月時点	84,407人	17校	3,605人	10校	1,919人
<b>研究タイトル</b>	新たな地域の核として、魅力ある学校づくりに向けて				
<b>研究課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでのそれぞれの地域文化の融合と継承を図るため、新たな教育課程の編成</li> <li>統合に向けて、学校教育への地域住民の参加協働の在り方についての検討</li> </ul>				
<b>再編までの経緯</b>	<p>平成27年10月に「学校再編基本方針」、平成28年3月に「学校再編基本計画」について策定。この計画に基づき、平成29年1月に学校の統合など具体的な再編メニューの対象校や実施時期等を示した「第1次実施プログラム」を策定した。</p> <p><b>対象校</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①君津市立周東中学校（8学級,221人）</li> <li>②君津市立清和小学校（7学級,70人）</li> <li>③君津市立小糸小学校（13学級,256人）</li> </ul> 				
<b>これまでの地域文化の融合と継承を図る新たな教育課程の編成に向けた取組</b>	<p><b>【地域行事の持ち方や参加形態の在り方についての工夫】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会（小糸・清和地区）の実施・統合</li> <li>・地区文化祭（小糸・清和地区）の実施・統合</li> </ul> <p><b>【地域に根ざした学校行事の継承と融合】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「清和学」の引き継ぎ</li> <li>・「小糸在来（大豆）の種まき・収穫・味噌づくり」の体験</li> </ul> 				
<b>効果・成果</b>	<p>これまでの調査研究を通して、今年度開校した周東中学校においては円滑に進んでいると言える。また、統合を契機とした地域文化の融合や学校行事の精選は、<b>教職員の多忙化軽減や授業時間の確保という点においても、大変効果的であった。</b></p> <p>地区文化祭や敬老会等の地区行事において、新しい学校としての文化・体育活動を披露することで、統合により広くなった地区の一員として、<b>地区の活性化にも寄与する</b>かたちとなり、その結果、<b>両地区の方々にも喜ばれ、認められる場</b>にもなった。</p>				

## 2.6.4. 熟議をベースにした地域との連携・協働による教育活動の構築例（京都府南丹市）

自治体概要	人口	小学校	児童	中学校	生徒
H30年5月時点	31,804人	7校	1,455人	5校	694人
<b>研究タイトル</b>	ふるさと「美山」の学びを通じた児童の確かな学力形成と地域の活性化に関する研究				
<b>研究課題</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広大となる校区において、美山地域全体の豊かな教育資源を最大限に生かし、校区全体を学習キャンパスとした学習活動を展開するための新たな教育内容づくりや教材開発。</li> <li>・地域の文化・自然・歴史・産業・人材等の特色を生かし、地域とともに児童の学びを深める教育課程の開発、実施。</li> </ul>				
<b>再編までの経緯</b>	<p>市の教育全体を視野に入れた『南丹市教育の在り方懇話会』等で検討を重ね、小規模校を大切にしたい学びと育ちを促す学校教育環境整備として市全域の大規模再編成(17小学校⇒7小学校)を行うこととなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年 南丹市教育の在り方懇話会等立ち上げ</li> <li>・平成24年 教育環境整備等検討委員会から答申</li> <li>・平成25年 各PTA、住民説明会の開催 校歌・校章検討開始</li> <li>・平成27年 10校閉校、4校開校</li> </ul> 				
<b>取り組み内容</b>	<p><b>①美山学の構築</b>  <b>「美山学＝地域との連携・協働による教育活動」</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の教育資源「人・もの・自然・文化・歴史」を取り入れる</li> <li>・全ての教科・領域を対象とする</li> <li>・地域への働きかけを行う(相互利益の関係を大切に)</li> </ul> <p><b>②熟議による社会総がかりでの教育気運の醸成</b></p> <p>「美山の子供たちにどう育てほしいか」  「子供の良さをとらえて地域と学校で一緒に取り組めることを考える」  「さらに伸ばしたい力をつけるために具体的な方策を考える」  「子供に学ばせたい美山のことを考える」  「美山の子供たちにどんな社会人になってほしいか」</p>  				
<b>文科省事業の活用状況</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ・スクール導入等促進事業</li> <li>・外国語教育強化地域拠点事業</li> <li>・先導的実践研究加配制度</li> <li>・学校現場における業務改善加速事業</li> <li>・首長部局との協働による新たな学校モデル構築事業</li> <li>・少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業</li> <li>・学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究</li> <li>・学力定着に課題を抱える学校の重点的・包括的支援実践研究</li> <li>・小・中学校等における起業体験推進事業</li> <li>・障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業</li> </ul> 				
<b>効果・成果</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「美山学」を通じた児童の地域への関心と愛着の高まりが児童アンケートの地域への誇りや関心の項目で100%に近づく大きな伸びを示した。また、関わった多くの地域住民が充実感や、やりがいを感じている。</li> <li>・熟議には、美山まちづくり委員、学校運営協議会委員、行政関係者、大学生、小・中学校の保護者・教職員等、延べ300名を超える参加者を得て、幼児から高校生も含め美山で育つ子供への願いや、その実現に向けて大人にできることを、一緒に考えようとする<b>当事者意識が高まり、さらなる取組へ発展</b>しつつある。</li> <li>・地域学校協働活動の活性化による「美山学」の充実と、学校を核にして熟議をツールに子育てを軸としたまちづくりを、地域・保護者・学校の協働で持続・発展させていく。</li> </ul>				

### 3. 再編に係る跡地活用について

#### 3.1. 白檀南小学校の跡地活用の検討

##### 3.1.1. 跡地活用の検討の進め方について

統合した後の白檀南小学校の校舎・体育館等の跡地については、本審議会を経た実施計画策定後に、別途市内で跡地活用の検討の場を設け、市としての方針を決定していきます。

本審議会ではその検討の際の基本的な考え方について答申をいただきたいと考えています。

#### 3.2. 跡地活用に関する白檀南小学校の現況について

##### 3.2.1. 敷地の現状

表 3-1：白檀南小学校周辺状況



### 3.2.2. 都市計画条件

白檀南小学校の敷地における都市計画条件は以下のとおりです。

第1種低層住居専用地域であり、ニュータウンとして整備された経緯から、容積率が60%・建ぺい率が40%となっています。

表 3-2：都市計画条件一覧

都市計画条件	
地域地区	都市計画区域/市街化区域/第一種低層住居専用地域
防火指定	なし
容積率・建ぺい率	容積率 60% 建ぺい率 40%
高さ制限	10m
建設可能な用途	
住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿、図書館、幼稚園、小学校、中学校、高校、公衆浴場、老人ホーム	
建設不可能な用途	
体育館、大学、専修学校、病院、店舗、事務所、工場、ホテル・旅館 など	

### 3.2.3. 地域での活用状況

白檀南小学校の施設を学校以外の用途で活用している内容は以下の2点です。

#### (1) 防災施設としての位置づけ

体育館は市の災害時の避難施設に指定されています。

#### (2) 社会体育としての位置づけ

体育館は主に平日夜間（19時以降）に、社会体育施設として開放されています。

### 3.3. 敷地周辺の施設状況

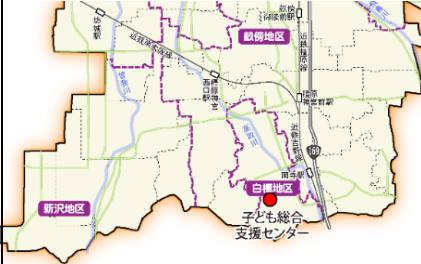
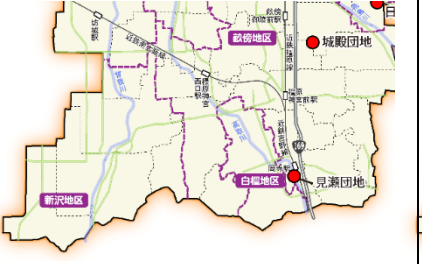
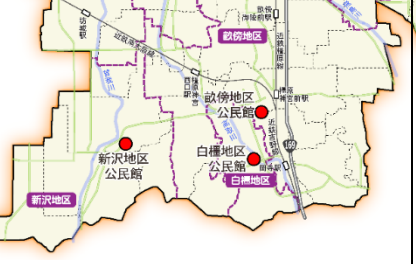

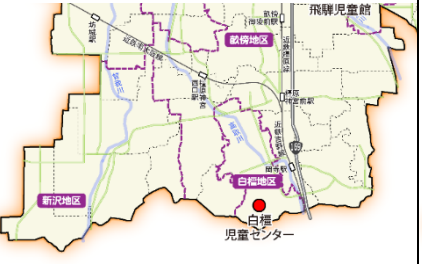


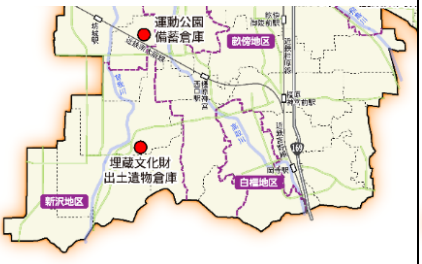
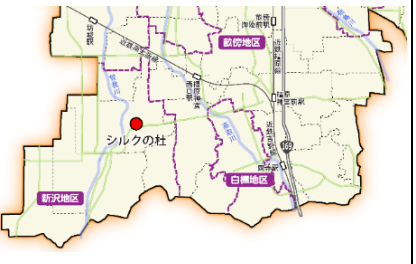
#### 3.3.1. 周辺の公共施設状況

白檀中学校区に存在する学校施設以外の公共施設は、子ども総合支援センター、地区公民館、児童館、放課後児童健全育成施設です。

その他、白檀中学校区の近隣の公共施設（学校施設を除く）を示します。

（橿原市公共施設等総合管理計画から抜粋）

表 3-3：近隣の公共施設一覧

子ども総合支援センター	公営住宅	地区公民館
		
博物館	児童館	放課後児童健全育成施設
		
消防施設	倉庫	レクリエーション施設
		



### 3.3.2. 白檀中学校区近隣の民間施設

白檀中学校区近隣の主な民間施設状況は以下のとおりです。

国道169号線沿いや榎原神宮前駅周辺には飲食店等の民間施設が集中しています。

また、住宅地にはコンビニ、学習塾、クリニック等が立地しています。

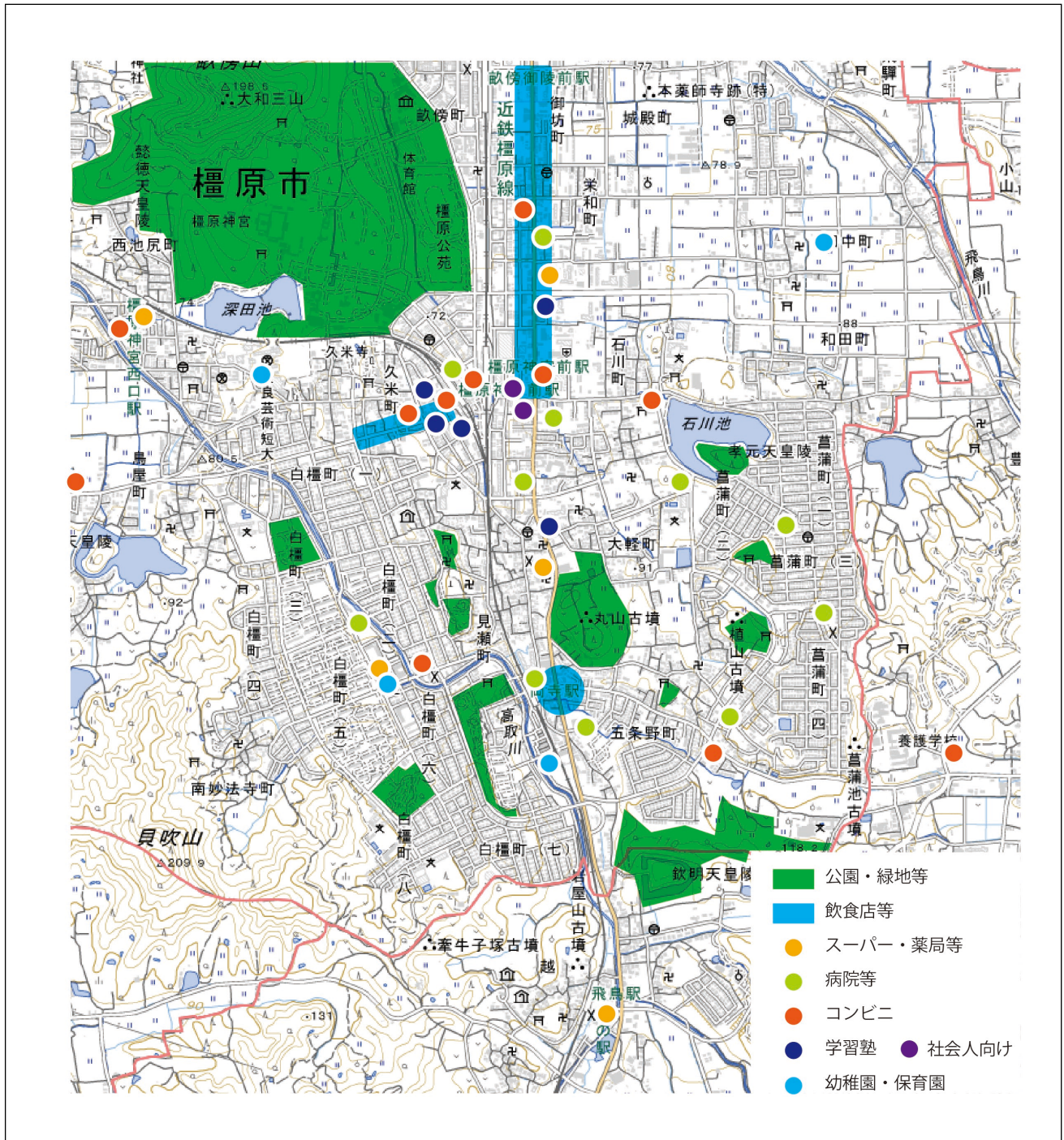


図 3-1 : 白檀中学校区近隣の民間施設

### 3.4. 活用方法の比較

具体的な跡地の活用方法は、市が所有し活用する場合と売却する場合の大きく2つに分けられます。

表 3-4：活用方法の比較

跡地活用案	市が跡地を所有し活用する場合 (公有財産として維持)			売却する場合
	非営利団体による活用 (NPO等) ※市から賃借	民間企業(法人) による活用 ※市から賃借	他の公共施設 による活用	
管理運営主体				法人・個人 他自治体
市の メリット	・施設の貸付などにより一定の収入が見込める ・地域貢献のための施設活用が行いやすい	・施設の貸付などにより一定の収入が見込める ・市民の働く場の創出に繋がる ・最も多様な活用方法が見込める	・他の公共施設機能を集約できるため、維持管理コストの縮減につながる	・公有資産の削減 ・一時的な収入が得られる
市の デメリット	・施設等の維持修繕費が必要となる場合が多い ※活用内容によっては独立採算の可能性もある	・左記に加え、民間企業(営利目的)主体の活用になることが多く、地域の拠点施設としての役割は薄れる場合が多い	・用途によっては、都市計画変更が必要となる。 ・学校施設をすべて使用可能な公共施設は少ない	・売却後は市の意見を反映させることが困難 ・条件づけの内容によっては、事業者が見つからないことがある

ただし、「3.2.2. 都市計画条件」で先述した通り、白橿南小学校の敷地については都市計画の条件により建設可能な用途が限られており、制限を超えた用途の施設での活用方法を検討する場合には慎重な議論が必要となります。

また、跡地の活用実施に向けては、跡地を対象としたサウンディング調査や民間事業者ヒアリングなどを含むフィージビリティ・スタディ(民間活力導入可能性調査など)を踏まえた跡地活用の検討が必要となります。それらについては再編実施計画策定後と想定しています。

### 3.5. 跡地活用の基本的な考え方について

これまでの白橿南小学校の現況を踏まえ、本審議会では以下の視点から基本的な考え方についてご審議ください。

#### 【視点①】

白橿中学校区の人口増に資するための跡地活用についての基本的な考え方

#### 【視点②】

防災施設や社会体育施設の使用を考慮した跡地活用についての基本的な考え方

## 4. 今後の検討スケジュールについて

### 4.1. 次回以降の開催時期

本日の審議会では、「白檀南小学校・白檀北小学校」における再編の進め方と再編実施に伴う諸課題への対応について、審議いただきました。

今回は、白檀南・白檀北小学校の再編実施に向けた取りまとめとする予定です。

また、「鴨公小学校・香久山小学校・晩成小学校」における再編の進め方について、審議いただければと考えております。

表 4-1：今後の検討スケジュール（案）

令和元年度		令和2年度												
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
第1回 済		第2回 延期		第2回		第3回		第4回				パブリック コメント	第5回	答申

### 4.2. 各回の議題（案）

答申までの全5回の中で、検討いただくことを想定している議題は以下のとおりです。

表 4-2：各回の議題案

回数	内容	備考
第1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・諮問</li> <li>・実施計画検討について</li> <li>・再編の進め方について (白檀南・白檀北小学校)</li> <li>・今後の検討スケジュールについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の選出等</li> <li>・白檀南・白檀北小学校の再編の進め方</li> </ul>
第2回 (本日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再編に伴う諸課題への対応について (白檀南・白檀北小学校)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白檀南・白檀北小学校の再編に伴う課題検討</li> </ul>
第3回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再編実施に向けた取りまとめ (白檀南・白檀北小学校)</li> <li>・再編の進め方について (鴨公・香久山・晩成小学校)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・白檀南・白檀北小学校の検討結果取りまとめ</li> <li>・鴨公・香久山・晩成小学校の再編の進め方</li> </ul>
第4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再編に伴う諸課題への対応について (鴨公・香久山・晩成小学校)</li> <li>・パブリックコメント実施案について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鴨公・香久山・晩成小学校の再編に伴う課題検討</li> <li>・パブリックコメント実施案の検討</li> </ul>
第5回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメント実施結果</li> <li>・答申案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果を踏まえて答申案を検討</li> </ul>
答申	<ul style="list-style-type: none"> <li>・檀原市教育施設再配置検討審議会答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3.3月予定</li> </ul>

## ○橿原市執行機関の附属機関に関する条例

平成24年12月27日条例第23号

## 改正

平成25年9月30日条例第11号  
平成27年3月31日条例第5号  
平成27年9月30日条例第30号  
平成28年3月31日条例第7号  
平成28年6月30日条例第28号  
平成28年9月30日条例第33号  
平成28年12月28日条例第39号  
平成28年12月28日条例第42号  
平成29年9月29日条例第22号  
平成30年1月18日条例第1号  
平成30年10月5日条例第27号  
平成30年12月28日条例第34号  
平成31年3月29日条例第3号  
令和元年9月30日条例第22号

## 橿原市執行機関の附属機関に関する条例

(趣旨)

**第1条** 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(設置及び担当事務)

**第2条** 橿原市の執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)として、別表の附属機関の欄に掲げる機関を置く。

2 附属機関が担任する事務は、別表の担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(組織)

**第3条** 附属機関の委員(特別委員、臨時委員その他これらに準ずる委員を除く。)の定数は、別表の委員の定数の欄に掲げるとおりとする。

2 附属機関(法令又は他の条例の規定により設置する橿原市の執行機関の附属機関を含む。以下この項及び次条から第6条までにおいて同じ。)が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委員の選任基準)

**第4条** 附属機関の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

(1) 橿原市男女共同参画推進条例(平成18年橿原市条例第4号)第9条第1項の男女共同参画の推進に関する基本となる計画に定める女性比率目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に努めること。

(2) 市民の意見を反映させるため、可能な限り公募による委員の選任に努めること。

(3) 担任する事務に関係する団体等から選任する場合は、当該団体等の長に限らず、広くその構成員の中から推薦を受けるよう努めること。

(会議の公開)

**第5条** 附属機関の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(1) 法令の規定により非公開とされているとき。

(2) 橿原市情報公開条例(平成10年橿原市条例第15号)第6条第1項各号の規定に該当する情報に関し調査審議等を行うとき。

(3) 公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められるとき。

(守秘義務)

**第6条** 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その委員の職を退いた後においても、同様とする。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

**附 則** (抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市行政改革推進委員会設置条例等の廃止)

**第2条** 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 檀原市行政改革推進委員会設置条例 (昭和60年檀原市条例第1号)
- (2) 檀原市総合計画策定審議会条例 (平成24年檀原市条例第20号)
- (3) 檀原市市町村合併促進審議会設置条例 (昭和31年檀原市条例第78号)
- (4) 檀原市特別職報酬等審議会条例 (昭和40年檀原市条例第18号)
- (5) 檀原市スポーツ推進審議会設置条例 (昭和37年檀原市条例第12号)
- (6) 檀原市人権審議会設置条例 (平成14年檀原市条例第21号)
- (7) 檀原市住居表示審議会条例 (昭和40年檀原市条例第19号)

**附 則** (平成25年条例第11号抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成27年条例第5号抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則** (平成27年条例第30号抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成28年条例第7号抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第5条** この条例の施行の際、現に改正前檀原市個人情報保護条例第36条第4項の規定により個人情報保護制度運営審議会の委員として委嘱されている者は、第4条の規定による改正後の檀原市執行機関の附属機関に関する条例に規定する檀原市情報公開・個人情報保護制度運営審議会の委員として任命された者とみなす。この場合において、当該委員の任期は、平成28年6月30日までとする。

**附 則** (平成28年条例第28号抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成28年条例第33号抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成28年条例第39号抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則** (平成28年条例第42号抄)

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成29年9月29日条例第22号)

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第2条** 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成30年1月18日条例第1号)

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第2条** 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成30年10月5日条例第27号)

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第2条** 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成30年12月28日条例第34号)

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第2条** 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (平成31年3月29日条例第3号)

(施行期日)

**第1条** この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第2条** 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**附 則** (令和元年9月30日条例第22号)

(施行期日)

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

(檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

**第2条** 檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年檀原市条例第9号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

**別表** (第2条、第3条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数
市長	檀原市総合政策審議会	総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に関する重要事項についての審議に関する事務	15人以内
	檀原市情報公開・個人情報保	情報公開制度及び個人情報保護	10人以内

榎原市教育施設再配置検討審議会

護制度運営審議会	制度の運営全般に関する重要事項についての調査審議に関する事務	
榎原市特別職報酬等審議会	議員報酬の額並びに市長及び副市長その他特別職の職員の給料又は報酬の額についての審議に関する事務	10人以内
榎原市公金管理対策委員会	公金の管理に関する重要事項についての審議に関する事務	9人以内
榎原市入札監視委員会	入札及び契約の過程並びに契約の内容についての審議に関する事務	5人以内
榎原市新本庁舎建設検討委員会	新本庁舎建設事業の推進についての調査審議に関する事務	12人以内
榎原市市有施設再配置検討審議会	市有施設の再配置に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
榎原市スポーツ推進審議会	スポーツの推進に関する重要事項についての審議に関する事務	10人以内
榎原市人権審議会	人権が尊重される社会づくりに必要な施策の策定及び推進に関する重要事項についての審議に関する事務	20人以内
榎原市飛騨コミュニティセンター運営委員会	飛騨コミュニティセンターの効果的かつ円滑な運営に必要な事項についての審議に関する事務	25人以内
榎原市大久保コミュニティセンター運営委員会	大久保コミュニティセンターの効果的かつ円滑な運営に必要な事項についての審議に関する事務	25人以内
榎原市地域福祉推進計画策定委員会	地域福祉推進計画の策定についての審議に関する事務	20人以内
榎原市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条に基づく入所措置等の要否についての審査に関する事務	5人以内
榎原市障がい者福祉基本計画等策定委員会	障がい者福祉基本計画及び障がい福祉計画の内容等についての審議に関する事務	20人以内
榎原市地域包括支援センター運営協議会	地域包括支援センターの運営についての調査審議に関する事務	18人以内
榎原市介護保険事業計画等策定委員会	介護保険事業計画及び老人福祉計画の内容等についての審議に関する事務	20人以内
榎原市二次救急医療運営委員会	二次救急医療の推進に必要な事項についての審議に関する事務	12人以内
榎原地区救急医療協議会	榎原地区の救急医療の運営につ	25人以内

檜原市教育施設再配置検討審議会

		いての審議に関する事務	
	檜原市母子保健推進協議会	母子保健計画の実施に必要な事項についての審議に関する事務	10人以内
	檜原市予防接種健康被害等調査委員会	檜原市が実施した予防接種に関連して発生した健康被害等についての調査審議に関する事務	10人以内
	檜原市成人保健推進協議会	成人保健事業の推進に必要な事項についての審議に関する事務	15人以内
	檜原市歯科保健推進協議会	歯科保健事業の推進に必要な事項についての審議に関する事務	15人以内
	檜原市健康づくり推進協議会	健康づくりの推進に必要な事項についての審議に関する事務	10人以内
	檜原市自殺対策連絡協議会	自殺対策事業の推進に必要な事項についての審議に関する事務	12人以内
	檜原市一般廃棄物処理施設長期包括運営委託事業者選定委員会	一般廃棄物処理施設の長期包括運営委託の実施に際して、事業者の選定及び事業推進についての審査に関する事務	10人以内
	檜原市住居表示審議会	住居表示の施行に関する重要事項についての審議に関する事務	12人以内
	檜原市市民活動推進会議	市民との協働によるまちづくりを推進するための施策についての審査に関する事務	10人以内
	檜原市農業振興地域整備推進協議会	農業振興地域整備計画の策定及び変更並びに整備計画に基づく事業の実施についての審議に関する事務	15人以内
	檜原市青年等就農計画認定審査会	青年等就農計画の認定及び変更の認定に関する事務	10人以内
	檜原市観光基本計画審議会	檜原市観光基本計画の進捗管理、事業評価及び見直しについての審議に関する事務	8人以内
	檜原市社会資本総合整備計画評価委員会	社会資本総合整備計画の中間及び事後評価等についての審議に関する事務	5人以内
	檜原市空家等対策協議会	空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議に関する事務	12人以内
教育委員会	檜原市教育施設再配置検討審議会	教育施設の再配置に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
	檜原市保育所・幼稚園適正配置検討委員会	保育所及び幼稚園の適正配置に関する事項についての調査審議に関する事務	15人以内
	檜原市教育支援委員会	就学先の決定その他の教育支援についての調査助言に関する事務	20人以内



## 橿原市教育施設再配置検討審議会

	橿原市学校給食運営委員会	学校給食の運営に関する重要事項についての審議に関する事務	12人以内
	橿原市青少年センター運営委員会	青少年センターにおける企画実施についての審議に関する事務	8人以内
	橿原市高齢者大学校運営委員会	高齢者大学校の運営についての審議に関する事務	8人以内

## ○橿原市教育施設再配置検討審議会規則

平成27年3月30日教育委員会規則第14号

## 改正

平成29年3月28日教育委員会規則第9号

## 橿原市教育施設再配置検討審議会規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、橿原市執行機関の附属機関に関する条例（平成24年橿原市条例第23号）第7条の規定に基づき、橿原市教育施設再配置検討審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第2条** 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体等の代表者
- (3) その他教育長が適当と認めた者

2 委員は、教育長からの諮問に係る審議が終了したときをもって、その職を解かれるものとする。

(会長)

**第3条** 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第4条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(委任)

**第5条** この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則（平成29年教委規則第9号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## ○橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱

平成18年3月1日告示第39号

## 改正

平成23年4月1日告示第84号

平成24年12月27日告示第280号

## 橿原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、審議会等の機能の充実及び運営の効率化を図るとともに、その審議の状況を市民に明らかにすることにより、市政への市民参画の促進と公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において、審議会等とは、次に掲げるものをいう。ただし、市職員で構成する内部組織、関係団体との連絡調整を主な目的とする組織、イベント等の特定の事業を実施するための実行委員会等は、除くものとする。

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関
- (2) 市民、関係団体、有識者(審議する事項に関し識見を有する者をいう。以下同じ。)等からの意見等を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則、規程、要綱等(以下「規則等」という。)に基づき設置する協議会、懇談会その他の会議

(審議会等の設置)

**第3条** 審議会等は、法律又は政令(以下「法令」という。)で設置が義務づけられたものを除き、その設置の必要性を十分に検討し、市民、関係団体、有識者等からの意見聴取が必要であり、かつ、これらの者から個別に意見を聴くだけでは不十分であると認められる場合に限り設置するものとする。

- 2 審議会等で設置期間の終期を設定できるものについては、当該審議会等の設置根拠となる条例又は規則等に当該終期を規定するものとする。

(審議会等の見直し)

**第4条** 審議会等については、その所掌事務及び委員の構成の見直し並びに会議の運営等の改善により機能の充実及び運営の効率化に努めなければならない。

- 2 審議会等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止し、又は統合するものとする。
  - (1) 所期の目的を達成したと認められるもの又は社会経済情勢の変化により設置の必要性が低下したと認められるもの
  - (2) 過去の開催実績又は付議される案件が少ない等活発でないもの
  - (3) 所掌事務、委員の構成等が他の審議会等と類似し、又は重複するもの。

(組織)

**第5条** 審議会等の組織は、法令又は条例に定めがある場合を除き、次のとおりとする。

- (1) 委員の定数は、原則として15人以内とする。
- (2) 審議会等の長は、委員の互選により定めるものとする。

(委員の選任基準)

**第6条** 委員の選任(改選による選任を含む。以下同じ。)に当たっては、法令又は条例に定めがある場合を除き、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 年齢構成が偏らないように幅広い年齢層から委員を選任すること。
- (2) 市議会議員及び市職員は、原則として選任しないこと。
- (3) 公募による委員は、委員の定数の2割以上を占め、かつ、男女の比率が同数となるよう努めること。

(適正な運営)

**第7条** 審議会等の運営に当たっては、事前に資料を配布する等委員が十分に意見を述べる準備ができるよう配慮するとともに、欠席者に対しても意見を求める等審議の活性化を図るための工夫に努めるものとする。

(会議開催の公表)

**第8条** 審議会等は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前(以下「開催公表日」という。)までに、会議開催について公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りではない。

2 審議会等の会議の開催の公表は、インターネットの市のホームページへの掲載及び広報広聴課における閲覧の方法により行うものとする。

3 審議会等の会議の開催の公表事項は、次のとおりとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 開催公表日までに公開等決定を行った場合にあっては、公開又は非公開の区分

(6) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を公開とする場合にあっては、傍聴定員及び傍聴手続

(7) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を非公開とする場合にあっては、非公開とする理由

(8) その他必要と認める事項

(会議の公開方法等)

**第9条** 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を認めることにより行うものとする。

2 審議会等は、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。

(会議録の作成等)

**第10条** 審議会等は、会議終了後速やかに次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。ただし、審議会等の長が、特にその必要がないと認めたものは、この限りではない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 出席者(委員及び事務局)

(5) 議題

(6) 審議内容

(7) その他必要と認める事項

2 前項第6号の審議内容の記録の形式及び会議録の確定方法の決定については、各審議会等の会議において個別に定める。

3 会議を公開した審議会等の会議録については公表しなければならない。

(運用状況の公表)

**第11条** 市長は、審議会等の会議公開の運用状況についてとりまとめ、毎年1回公表するものとする。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

2 第6条の規定は、平成18年10月1日以降に選任される審議会等の委員の選任(再任を含む。)から適用する。

附 則(平成23年4月1日告示第84号)

この要綱は、告示の日から実施する。

附 則(平成24年12月27日告示第280号)

この要綱は、告示の日から実施する。

## ■ 就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針【概要版】

本市では就学前の子どもたちの保育・教育について、社会情勢の変化による保護者のニーズの変化にどのように対応していくか、幼保一体化も視野に入れ議論を進めてきました。そして平成21年9月に「幼児教育のあり方と適正配置についての基本方針」を策定し、こども園の整備を行うなど、幼保一体化に取り組みました。

しかしながら、策定からおよそ10年の歳月が経過し、これまでの時代の変化やニーズをふまえるとともに、平成31年3月に橿原市教育委員会が策定した「橿原市教育施設再配置基本方針」とも連動して、「就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針」として改訂しました。令和元年10月からは幼児教育・保育無償化が実施されることも踏まえて、今後、この基本方針に基づき、橿原市全体としての具体的な実施計画を策定して適正化に取り組んでまいります。

### これまでの流れ

平成 21 年 9 月  
幼児教育のあり方と適正配置についての  
基本方針策定

平成 24～26 年  
基本方針を基に幼保一体化の取組として  
橿原市にこども園 5 園を整備

策定から  
10 年

平成 31 年 4 月  
「就学前の保育・教育のあり方と適正配置に  
ついての基本方針」として見直し

## 1. 公立保育所・幼稚園の現状・課題

### 保育所と幼稚園の現状と課題

保育所は社会での就労が母親(女性)にとって大きく影響し、それに関連して保育所保育の重要性が求められるようになったため、少子化にも関わらず入所希望は増加傾向にあります。

一方で幼稚園(こども園を除く 10 園)は、園児数の減少が著しく、年長・年少ともに複数クラスとなっているのは1園のみとなっています。

園児数が少ない園では、人間関係の固定化や子ども同士が切磋琢磨する機会の減少という教育の質の低下につながる懸念が生じています。

保育所の現状	平成 30 年度定員 810 名に対し入所児童数は 804 名と定員近くまで達しており、近年の少子化にもかかわらず保育所への入所希望が増加。
幼稚園の現状	園児数の減少傾向は著しく、ピーク時である昭和 53 年度の 3,092 人から平成 30 年度は 592 人と約 19%まで減少。

## 2. 就学前の保育・教育のあり方についての基本的な考え方

### 今後の就学前の保育・教育のあり方について

これまでの幼児教育は保育所、幼稚園という別々の制度の中で、保育・教育の環境を提供してきました。

しかし、近年の少子化や核家族化、女性の社会進出など子育て環境も変化し、幼児教育に求められることがらにも変化が見られます。例えば、多くの保護者はより質の高い保育・教育の提供、3歳児保育、給食の実施などの願いを持っています。これまでの「保育所は保育」「幼稚園は教育」という概念は双方の施設ともその基本は根底に置くものの、同じような保育・教育が受けられることが求められています。

橿原市としては、就学前の保育・教育については一体的に行うことが、子どもたちにとってふさわしいと考えます。そのため、これまで市が取り組んできたこども園の検証も踏まえつつ、今後の方向性を探っていく必要があります。

### 今後の取組のために

- ◆保育・教育に対するニーズの把握
- ◆就学前の保育・教育統一カリキュラムなどの活用
- ◆公・私の協調・連携

## 3. 公立保育所・幼稚園の適正配置実施計画の策定について

適正配置の実施にあたっては以下の適正規模・適正配置の基本的な考え方を踏まえ、実施計画を進めていきます。

### ①適正規模の基本的な考え方

#### クラス編制・教員配置の基準について

- ・こども園の長時間部(保育所部分)と短時間部(幼稚園部分)は、保育所の4歳・5歳児の基準とします。
- ・幼稚園については、1クラス34名を維持し、それに伴った教員を配置します。
- ・幼保一体化施設(こども園)、幼稚園ともに特別な支援を要する幼児の入園に際しては職員の加配に配慮します。
- ・認定こども園については、クラス編制や配置については、子どもの状況と実態を考え合わせ、必要な配置基準とします。

#### クラス構成数について

- ・こども園については、施設の収容数に応じて長時間部(保育所部分)と短時間部(幼稚園部分)の定員を設けます。
- ・幼稚園については各学年複数クラスの編制とします。
- ・認定こども園を新たに設置する場合については、子どもの状況と実態を考え合わせ、必要な構成とします。

### ②適正配置の基本的な考え方

- ・適正配置については、各学年複数クラスを設けることが必要です。また、教育的効果を考えるとき、適正規模が満たされない幼稚園については、一定規模の園児数を満たすクラス編制ができるよう適正化を図ることが必要です。

### ③公立施設の再編整備についての基本的な考え方

- ・公立施設の適正規模・適正配置に伴う再編整備については、段階的に実施することが望ましいと考えます。再編整備の方法については、統廃合だけでなく、指定管理者制度などの民間活力の導入、認定こども園、幼稚園・小学校の連携についても検討します。
- ・幼稚園の3歳児保育の実施については十分な配慮・検討を行います。
- ・統廃合を行う際には、原則的に施設の増築はせず、現在の施設を利用します。
- ・保育・教育の用に供されなくなった施設については地域によって活用方法の考え方には違いがあると考えられますが、跡地の売却も含めて検討していきます。
- ・一時的な検討に終わることなく、継続的に各園の状況を鑑みながら取り組む必要があります。

### 適正配置の際の留意事項

適正配置の実施にあたっては、基本的な考え方に加え、以下の留意事項も踏まえ、実施します。

**通 園 区 に つ い て:** 適正配置計画を実行する際には、卒園後、進学する小学校、中学校は同じであることが望ましい点を考慮し当面は現状の中学校区内を原則とします。しかし、私立保育園・幼稚園への通園希望者もあり、少子化社会が進行する中にある場合は、園の適正規模の確保が難しいことも想定され、通園区については、小・中学校と必ずしも同じにはならない可能性があります。

**通園の安全確保、通園支援:** 通園区の変更により、通園が著しく困難となるケースは、支援の方策、その要支援距離の目安についても橿原市教育施設再配置基本方針を参考にしながら検討します。

**新しい保育・教育環境について:** 再編整備の実施にあたっては、子どもたちの生活の連続性とリズムの多様性に留意し、保育・教育が途切れることのないような工夫が必要です。

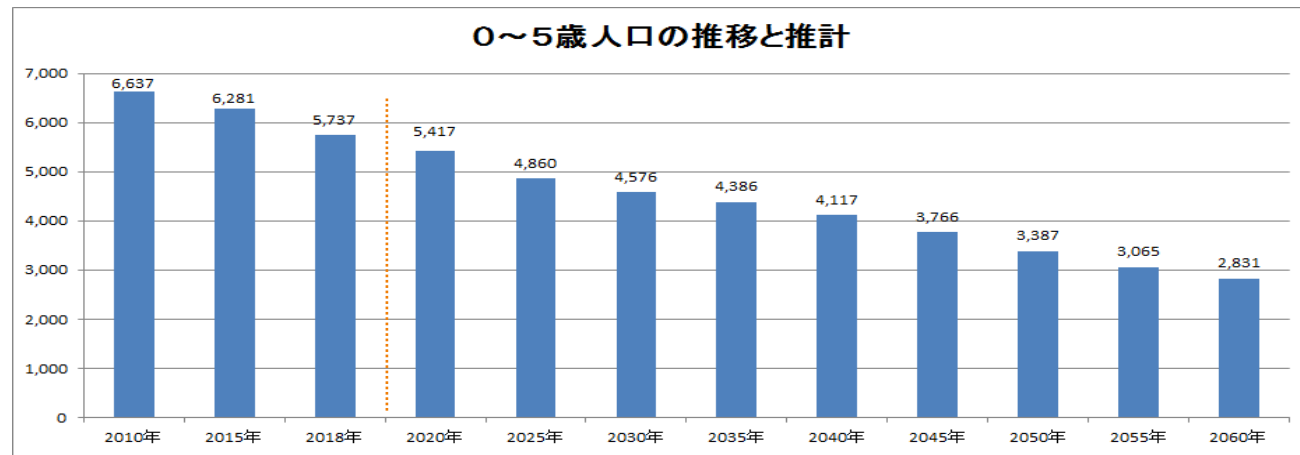
■ 参考資料

0～5歳人口推計

国立社会保障・人口問題研究所(以降、社人研)が公表している推計方法※に基づき、橿原市の0～5歳人口を推計した結果では、2018年の5,737人から2060年には2,831人となり、2,906人減少する見込みです。

※社人研推計:現状のまま、出生率、人口の移動、死亡率等が推移していくと仮定し推計した値。

※0～5歳人口:社人研0～4歳推計値に社人研5～9歳推計値を5で割った数を5歳推計値として合計した値。

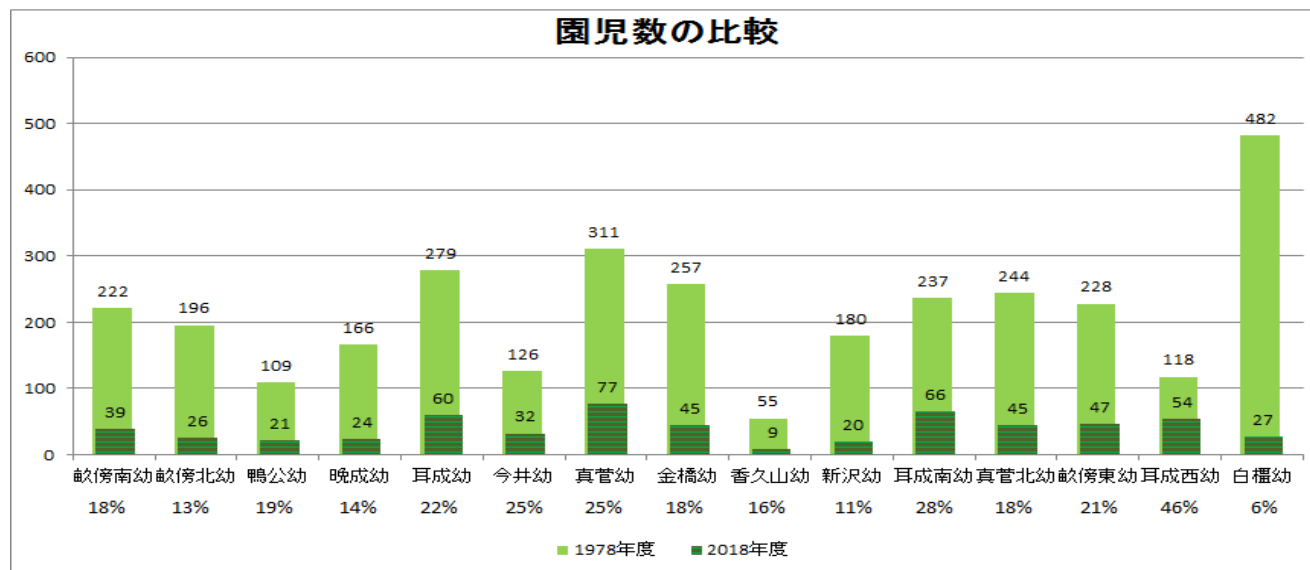


幼稚園の園児数の比較

園児数増加のピーク※を迎えた1978年度と2018年度の比較ではすべての幼稚園で園児数が大きく減少しています。

※耳成西幼のピーク時は1982年度の値。

※白樺幼のピーク時は白樺南幼と白樺北幼の園児数の合計。



主たる建物の建築年数

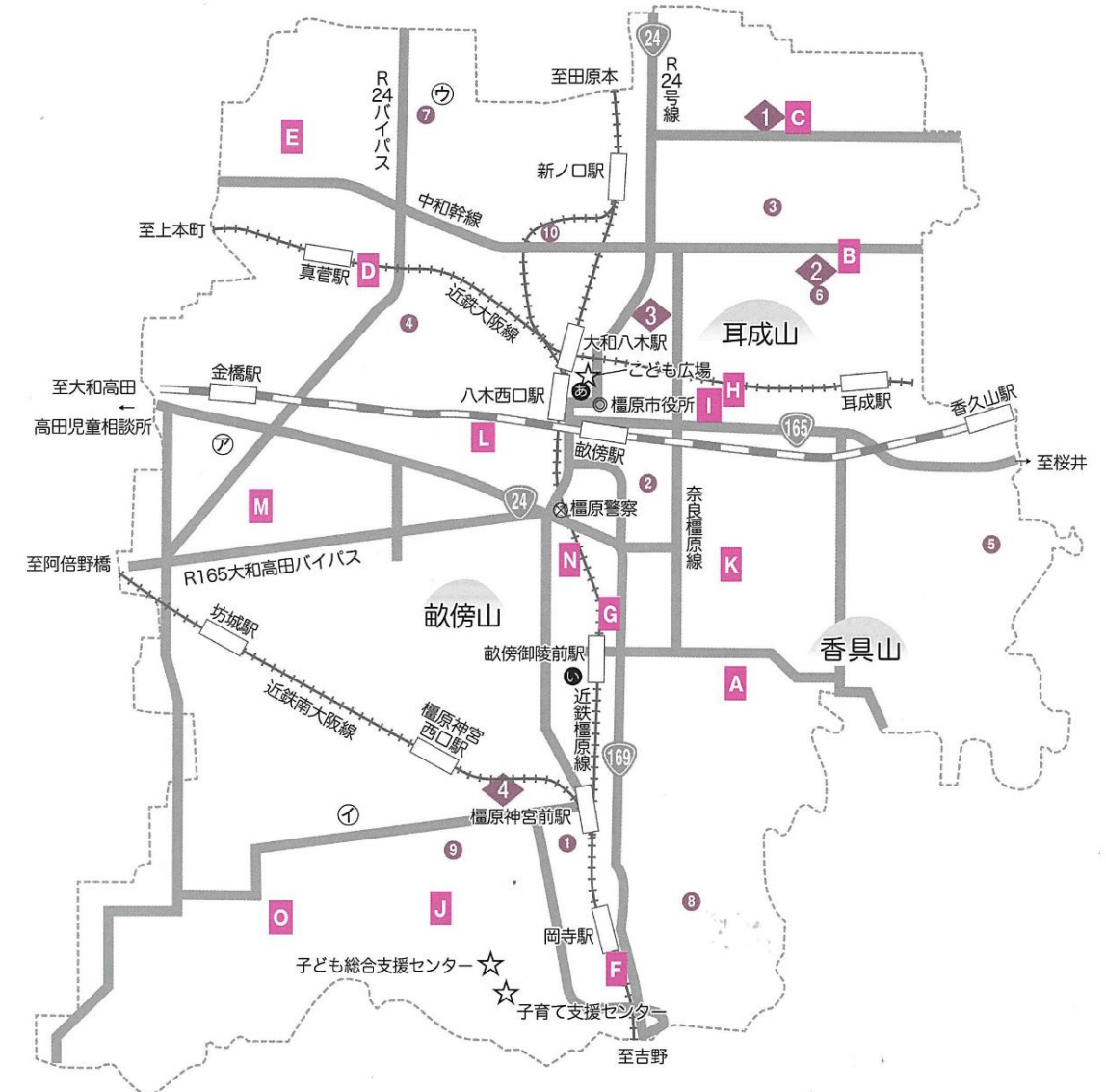
2018年時点主たる建物の建築年数が40年以上となる施設は4幼稚園(耳成南幼、真菅北幼、畝傍東幼、白樺幼)となっています。

施設名	築年数(年)
第1こども園(藤原京・鴨公幼)	22
第2こども園(今井保・今井幼)	18
第3こども園(金橋保・金橋幼)	33
第4こども園(大久保・畝傍北幼)	37
第5こども園(川西・新沢幼)	37
こども園平均	29.4

施設名	築年数(年)	施設名	築年数(年)
畝傍南幼稚園	34	耳成南幼稚園	43
晩成幼稚園	39	真菅北幼稚園	43
耳成幼稚園	36	畝傍東幼稚園	41
真菅幼稚園	37	耳成西幼稚園	38
香久山幼稚園	39	白樺幼稚園	40
幼稚園平均		幼稚園平均	39

赤字:こども園、幼稚園それぞれの平均値を超える場合を示す。

橿原市内の保育所(園)・認定こども園・幼稚園マップ



番号	園名	所在地
①	くちなし幼稚園	葛本町
②	常盤幼稚園	常盤町
③	のぞみ幼稚園	新賀町
④	聖心幼稚園	久米町

番号	園名	所在地
①	畝傍南幼稚園	見瀬町
②	晩成幼稚園	縄手町
③	耳成幼稚園	葛本町
④	真菅幼稚園	曾我町
⑤	香久山幼稚園	膳夫町
⑥	耳成南幼稚園	山之坊町
⑦	真菅北幼稚園	大垣町
⑧	畝傍東幼稚園	大軽町
⑨	白樺幼稚園	白樺町
⑩	耳成西幼稚園	上品寺町

番号	園(所)名	所在地
A	(福)ともえ学園	田中町
B	(福)常盤保育園	常盤町
C	(福)くちなし保育園	葛本町
D	(福)このみ学園	曾我町
E	(福)ひかり保育園	中曾司町
F	(福)愛育保育園	見瀬町
G	あおば保育園	大久保町
H	おひさまほいくえん	醍醐町
I	にこにこパーク保育園	醍醐町

番号	園(所)名	所在地
J	(福)橿原保育園	白樺町

※(福)は社会福祉法人

番号	園(所)名	所在地
㊦	ラビキッズワールドイオンモール橿原保育園	曲川町イオンモール内1F
㊧	ほれほれ保育園	北越智町
㊨	わくわく保育園	飯高町

番号	園(所)名	所在地
第1こども園		
藤原京保育所		
K	藤原京保育所(分園)鴨公幼稚園	縄手町
第2こども園		
今井保育所		
L	今井保育所(分園)今井幼稚園	今井町
第3こども園		
金橋保育所		
M	金橋幼稚園	雲梯町
第4こども園		
大久保保育所		
N	大久保保育所(分園)畝傍北幼稚園	大久保町
第5こども園		
川西保育所		
O	新沢幼稚園	川西町

㊦ 分庁舎(ミグランス)(子育て総合窓口)  
㊨ 保健福祉センター

## 5. 学校施設の廃校活用事例集

### 5.1. 学校施設の廃校活用事例

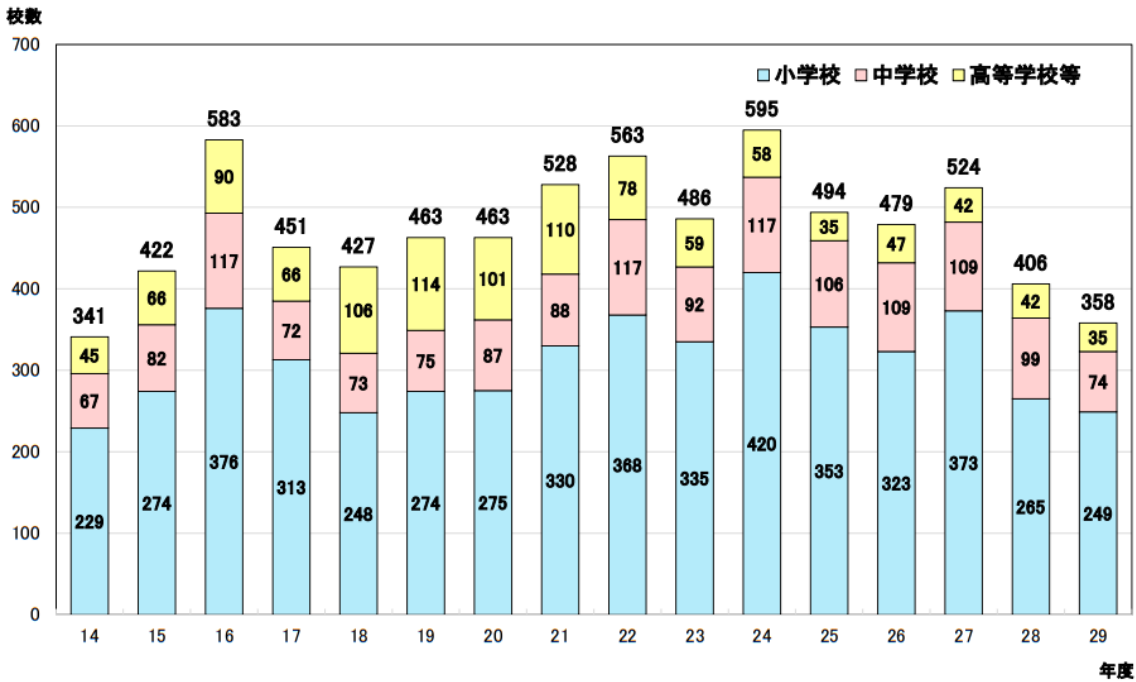
学校の廃校活用状況は文部科学省にて調査（平成30年度 廃校施設等活用状況実態調査）を実施しており、それらデータをもとに全国的な傾向と跡地活用の参考事例を示します。

なお、調査期間は平成14年度から平成29年度までです。

#### 5.1.1. 全国の廃校数について

年度ごとの全国廃校件数は以下のとおりです。

年間400校程度が廃校となっています。



#### 5.1.2. 廃校施設の活用状況

廃校後の活用状況は以下のとおり、74%程度が施設をそのまま活用しています。

活用の用途が決まっていないものうち、活用方法が決まっていない施設は19.7%、取り壊し済みの施設は、13%となっています。

廃校年度		前回	今回
		平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在)	平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在)
廃校の数 (A)	小学校	4,489	5,005
	中学校	1,307	1,484
	高等学校等	1,015	1,094
施設が現存している廃校の数 (B)	× 100(%)		
	B/A	87.3%	86.8%
	活用されているもの (a)	4,198	4,905
	a/B	70.6%	74.5%
	活用されていないもの (b)	1,745	1,675
	b/B	29.4%	25.5%
活用の用途	決まっている (c)	314	204
	c/B	5.3%	3.1%
	決まっていない (d)	1,260	1,295
	d/B	21.2%	19.7%
取り壊しを予定 (e)	171	176	
e/B	2.9%	2.7%	
現存する施設なし (C)	C/A	12.7%	13.2%

## 5.1.3. 活用後の主な用途

廃校の主な活用内容は以下のとおりです。

学校施設による活用が多いものの、その他様々な用途で活用されていることがわかります。

また、民間企業による活用は 783 事例存在します。

(単位:件数)

	平成14年度～ 平成27年度 (平成28年5月1 日現在)	平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在)		
		合計	校舎	屋内運動場
学校(大学を除く)	1,609	3,473	1,756	1,717
社会体育施設	1,015	1,581	164	1,417
社会教育施設・文化施設	675	1,194	744	450
社会教育施設	604	912	560	352
文化施設	71	282	184	98
福祉施設・医療施設等	424	705	511	194
老人福祉施設	146	223	163	60
障害者福祉施設	92	169	126	43
保育施設	37	55	41	14
認定こども園	11	30	18	12
児童福祉施設(保育所を除く)	41	64	45	19
放課後児童クラブ	54	101	75	26
放課後子供教室	21	35	20	15
医療施設	22	28	23	5
企業等の施設・創業支援施設	370	783	526	257
企業や法人等の施設	339	711	478	233
創業支援施設	31	72	48	24
庁舎等	268	417	306	111
体験交流施設等	239	477	302	175
備蓄倉庫	102	177	113	64
大学	35	76	41	35
住宅	12	22	15	7

(複数回答)



### 5.1.4. 事例による活用案

文部科学省の廃校活用の事例集である「廃校リニューアル 50 選」事業から、活用事例を示します。

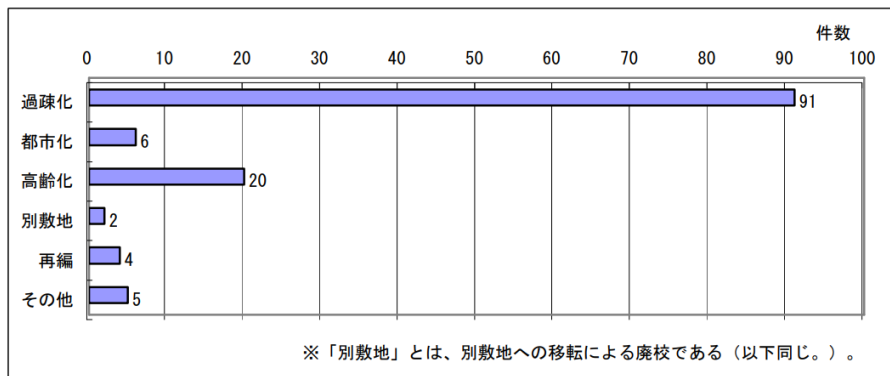
#### (1) 活用用途

50 選の選定に際し、全国より応募の合った 128 事例の傾向は以下のとおりです。  
社会教育施設、体験交流施設、宿泊施設が多くの割合を占めています。

施設用途	件数	割合
社会教育施設	27	21%
体験交流施設	22	17%
宿泊施設	10	8%
老人福祉施設 (サービス除く)	5	4%
社会教育施設+体験交流施設	5	4%
体験交流施設+宿泊施設	5	4%
社会体育施設	4	3%
老人サービスセンター	4	3%
障害者福祉施設	3	2%
他の学校	2	2%
研修施設	2	2%
オフィス	2	2%
社会教育施設+社会体育施設	2	2%
社会教育施設+文化施設	2	2%
社会教育施設+老人サービスセンター	2	2%
その他	31	22%
合計	128	100%

#### (2) 廃校理由

多くが過疎化であり、ついで高齢化となっている。白橿中学校区も同様の傾向が見られる地域です。



#### (3) 施設整備等にかかる財源

事例のうちほぼすべての事業で公的資金が使用されており、公共事業としての跡地活用が大半を占めています。

用途	施設整備の財源					合計
	公的資金 (自主財源、起債)	公的資金 (補助金を含む)	行政と民間の 共同出資	民間の資金	その他	
社会教育施設	15	4	0	0	8	27
体験交流施設	5	13	0	0	4	22
宿泊施設	2	7	1	0	0	10
社会教育施設+体験交流施設	3	2	0	0	0	5
老人福祉施設	1	4	0	0	0	5
体験交流施設+宿泊施設	0	5	0	0	0	5
合計	26	35	1	0	12	74

施設の運営主体別に施設整備費の財源状況をみると、自治体以外が運営する場合でも公的資金を使用している事例が最も多くなっています。

運営主体	施設整備の財源				合計
	公的資金(自主財源、起債のみ)	公的資金(補助金を含む)	行政と民間の共同出資	民間の資金	
地方公共団体	34	29	1	1	65
公益法人	7	5	2	0	14
NPO	1	2	0	0	3
民間企業	1	8	1	2	12
合計	43	44	4	3	94

#### (4) 運営・維持管理にかかる財源

施設整備に比べ、利用料金等の収入により運営されている事例が増加しますが、公的資金のみで運営されている施設が最も多い状況です。

用途	運営・維持管理の財源					合計
	利用料、施設賃借料等の収入のみ	利用料、施設賃借料等の収入と公的資金	公的資金のみ	民間の資金(寄付金、基金等)	その他	
社会教育施設	4	3	18	0	2	27
体験交流施設	6	5	8	1	2	22
宿泊施設	5	4	1	0	0	10
社会教育施設+体験交流施設	0	1	3	0	1	5
老人福祉施設	1	3	1	0	0	5
体験交流施設+宿泊施設	2	0	2	1	0	5
合計	18	16	33	2	5	74

施設の運営主体別に運営・維持管理にかかる財源をみると、自治体以外の運営主体の多くが料金収入等による運営を実施しています。

運営主体	運営・維持管理の財源				合計
	利用料、施設賃借料等の収入のみ	利用料、施設賃借料等の収入と公的資金	公的資金のみ	民間の資金(寄付金、基金等)	
地方公共団体	11	15	45	0	71
公益法人	6	6	3	0	15
NPO	1	2	0	1	4
民間企業	5	4	0	2	11
合計	23	27	48	3	101

#### (5) 活用用途別の利用者内訳

利用者として地域住民を主に想定している事例は少なく、社会教育施設は行政区内、体験交流・宿泊施設等は多くが行政区を超え、全国からの利用者を対象としています。

用途	施設の主な利用者のエリア					合計
	旧小中学校区まで	行政区まで	全国まで	行政区外	その他	
社会教育施設	1	9	8	1	8	27
体験交流施設	2	3	12	4	1	22
宿泊施設	0	1	6	3	0	10
社会教育施設+体験交流施設	1	0	3	0	1	5
老人福祉施設	0	4	1	0	0	5
体験交流施設+宿泊施設	0	2	2	1	0	5
合計	4	19	32	9	10	74

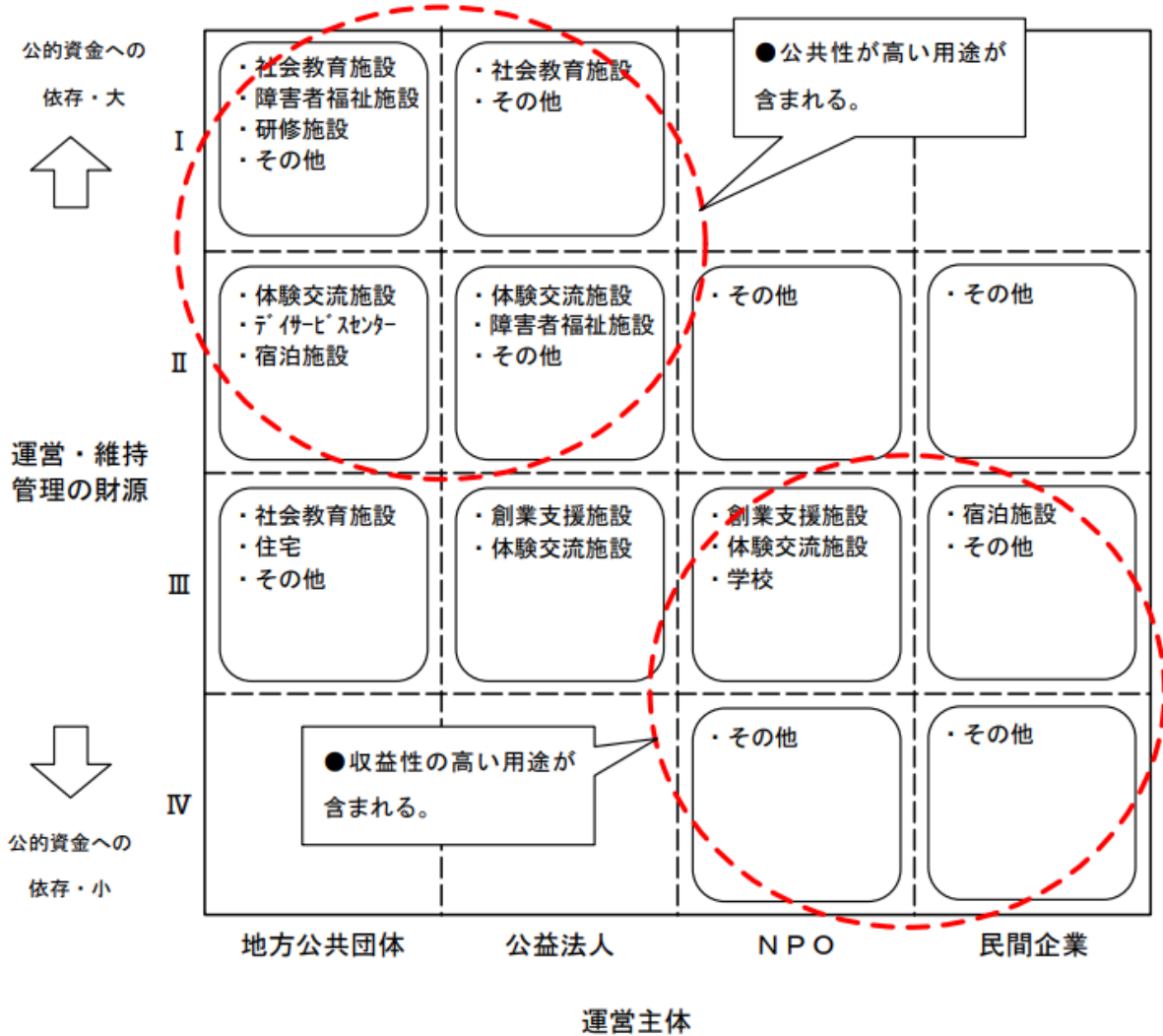
**(6) 運営維持管理の財源と運営主体の関係性**

(5) まさに示す活用事例より、廃校活用の傾向をまとめると以下の表のとおりとなります。

民間企業による活用の場合は、レストラン、宿泊、温泉など民間ノウハウを活かし、料金収入が見込まれる活用用途が多くなる傾向にあります。

自治体による活用の場合は、公共性の高い用途が多く、市民サービスの充実が図られています。

また、都市部と農村部をもつ自治体では、農村部の廃校を都市部の児童生徒が利用する体験交流施設として活用している事例もあります。



I : 公的資金のみ
II : I. と公的資金
III : 利用料、施設賃借料等の収入のみ
IV : 民間の資金 (寄付金、基金等)